

Title	近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ火災保険(1852～1918年) : モスクワ県を中心として
Sub Title	Zemstvo fire insurance in rural Russia circa 1900 with particular reference to Moscow Province
Author	崔, 在東(Che, Zedon)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.1 (2011. 4) ,p.63- 98
JaLC DOI	10.14991/001.20110401-0063
Abstract	ゼムストヴォの火災保険事業は、農民経営の保護を目的とする公益事業より収益性の追求とゼムストヴォ一般事業のための資金確保に重点を置いていたが、20世紀初頭の出火件数の爆発的な増加にもかかわらず、かなりの成功を収めていた。1917年革命期には、納入がほとんど途絶えていたゼムストヴォ税とは違って、農民側からの保険料の納入は続き、ゼムストヴォ火災保険の準備金はゼムストヴォ一般事業の継続を支える財源となっていた。
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110401-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110401-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ 火災保険（1852～1918 年）

——モスクワ県を中心として——

崔 在 東

### 要 旨

ゼムストヴォの火災保険事業は、農民経営の保護を目的とする公益事業より収益性の追求とゼムストヴォ一般事業のための資金確保に重点を置いていたが、20 世紀初頭の出火件数の爆発的な増加にもかかわらず、かなりの成功を取っていた。1917 年革命期には、納入がほとんど途絶えていたゼムストヴォ税とは違って、農民側からの保険料の納入は続き、ゼムストヴォ火災保険の準備金はゼムストヴォ一般事業の継続を支える財源となっていた。

### キーワード

火事、ゼムストヴォ、火災保険、火災補償、保険員、準備金、ロシア革命

### はじめに

ロシア農民に関係する税制は 1861 年の農奴解放から 1917 年まで数回にわたって変更されたが、ゼムストヴォ税、ミール税、保険料（страховые платежи）はこの期間一貫して農民に課されていた。ゼムストヴォ税は地方自治団体ゼムストヴォの維持と活動のための税金であり、ミール税は同様に郷と村の維持と活動のための税金である。農民経営の安全を脅かす要素は、不作・凶作・飢饉、家畜および人の伝染病、水害、火事など多岐にわたっていたが、農奴解放によって地主の後見から解放された農奴に対する後見義務を国が負うことになったため、ロシア政府はこれらの問題に早い段階から取り組まざるを得なかった。その中でも火事への対策は早急に実施された。そして、農民が一貫して負担していた保険料は火災の危険から農民経営を守るために設立された火災保険制度の維持と運用のための資金であった。

ゼムストヴォは強制相互火災保険制度の発足時からその管轄組織であったが、他方で地方自治団体であったゼムストヴォはゼムストヴォ税に基づいて様々な公益事業を行っていた。ゼムストヴォ財政支出の中で大きな割合を占めていたのは、医療・衛生事業と教育事業であり、その他に農民経

営に対する農業技術援助事業、道路・橋梁の建設と修繕などの地域社会インフラ整備関連事業などに重点が置かれていた。これらはいずれも収益を目的とする営利事業ではなく、公共性の高い公益事業である。一方、保険事業は社会のセーフティ・ネット構築という公共性を有する社会事業であると同時に、営利を目的とする営利事業でもあるという二重性を有している。また、強制相互火災保険制度からの収入は、建前としてはゼムストヴォ税を主な収入源とする一般会計とは会計上厳密に区別されていたものの、20世紀初頭にはゼムストヴォ財政上重要な位置を占めるという特殊性を有していた。

ところで、ゼムストヴォの活動については長年にわたる多くの研究蓄積があるが<sup>(1)</sup>、本稿の研究対象である火災保険事業については、フリーアソンの研究があるだけで<sup>(2)</sup>、これまでほとんど注目されてこなかった。しかし、フリーアソンの研究は、①農奴解放直後のゼムストヴォ火災保険の設立から19世紀後半までにその検討対象が限定され、ゼムストヴォ火災保険において最も大きな変化が生じていた20世紀初頭と1917年革命期を対象としていないこと、②ゼムストヴォ火災保険事業の一部である強制基本保険のみに注目し、20世紀初頭からとりわけ重要性を高めていた追加保険と、農民外身分も対象とする建物任意保険と動産任意保険をその対象としていないこと、③ゼムストヴォ火災保険事業の収支状況と準備金の実態、保険業務の実務的担当者である保険員と保険組織の実態を分析対象としていないこと、などの限界を有している。

本稿は、ゼムストヴォ火災保険事業の実態の究明を通じて、これまで研究史の中でほとんど注目されてこなかったゼムストヴォ活動と農村社会の「日常性」の新たな一断面を明らかにすることを課題とする。主たる検討対象は、農奴解放後の19世紀後半から1917年革命期までおよそ60年間のモスクワ県ゼムストヴォとゼムストヴォ火災保険である。以下では、モスクワ県ゼムストヴォの火災保険事業の実態と農民およびゼムストヴォの対応を、ゼムストヴォ火災保険制度の導入、保険対象物の評価と保険金額、保険料、出火と火災補償、郷役場と保険組織（保険員）、収支と準備金などを通じて明らかにし、さらに1917年ロシア革命期におけるゼムストヴォ火災保険に対するゼムストヴォ<sup>(3)</sup>や農民の対応を検討する。

---

(1) ゼムストヴォについての研究は数多くあるが、最近の総括的研究として、Земское самоуправление в России. 1864–1918. Т. 1 и 2. М., 2005 を挙げることができる。

(2) Cathy A. Frierson. *All Russia is burning: a cultural history of fire and arson in late imperial Russia*. Seattle and London: University of Washington Press, 2002.

(3) 1861年農奴解放から1917年ロシア革命までの間におけるロシア農村社会における詳細な出火状況と農民およびゼムストヴォの対応、またストリピン農業改革と第一次世界大戦の出火状況との関係については、崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号（2011年1月）、15–31頁を参照されたい。

## 1 農奴解放とゼムストヴォ強制火災保険制度の導入

帝政ロシアでは農奴解放以前から農村社会における火事への対策は体系的に行われていた。国有地の場合には国家、御料地の場合には皇室、領主地の場合には領主個人がそれぞれの農民に関する後見の義務を負っていた。国有地農民（1851年第9回人口調査によれば全ロシア農民の44.1%）が火災にあった場合、1838年までは国有財産省大臣の許可を受け、1戸当たり45ルーブリまで12年間の無利子貸付がなされ、1838年から1843年までは非森林地域の農民には42ルーブリ、森林地域の農民には29ルーブリの無償援助が国家予算から供与されたが、これらは国家財政に大きな負担となっていた。このため、早くも1843年には被災農戸に対する補償のために保険料として1登録ドゥシャ（ревеская душа）当たり4コペイカを徴収する農民同士の自発的相互火災保険規定が制定された<sup>(4)</sup>。この1843年規定に基づいて、1852年6月7日付国家評議会（государственный совет）の決定<sup>(5)</sup>によって1853年から全国的な任意的相互火災保険制度が導入された<sup>(6)</sup>。国有地農民における火災保険制度は順調な発展を示し、1852年から1858年までにほぼすべての農民が政府の呼びかけに従って自発的に保険に加入した<sup>(7)</sup>。1858年12月9日には国有地農民全員の加入を義務とする強制火災保険制度の導入が決定され<sup>(8)</sup>、1860年からすべての国有地農民に適用されることになった<sup>(9)</sup>。

一方、御料地農民（1851年第9回人口調査によれば全農民人口の5.1%）に関しては、1839年に任意保険が実施され、1854年から保険加入を個人ではなく村団が決定するよう変更された。その結果、1857年の御料地農民の全村団が村の取り決めによって、全農戸が強制的に相互保険に加入させられるべきであるとされた。村団が火災保険に加入するか否か自体は、村団の自発的な意思決定に任されていたにもかかわらず、1858年には全村団のほぼ9割が火災保険に加入するという驚異的な値を示した<sup>(10)</sup>。これらを受け、1858年12月15日に新しい強制保険規定が導入された<sup>(11)</sup>。こうして、農奴解放以前に国有地農民と御料地農民、すなわちロシア農民のおよそ50%はすでに農民同士の強制相

(4) Российский государственный исторический архив (以下、РГИА) . Ф. 1291. ОП. 55. 1859 г. Д. 1-а. Л. 96об.-97.

(5) РГИА. Ф. 1341. ОП. 103. Д. 594. Л. 3.

(6) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.14-23.

(7) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.50.

(8) 国有地農民相互火災保険規定（Положение о взаимном застраховании строений в казенных селениях от пожаров）は、РГИА. Ф. 1341. ОП. 103. Д. 594. Л. 4-9.

(9) 国有地農民における1853年から1860年までの保険事業の各県別状況は、Страховое дело. 1911. № 11. С. 331-336.

(10) РГИА. Ф. 1291. ОП. 55. 1859 г. Д. 1-а. Л. 268-273.

(11) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.24-25. なお、御料地農民相互火災保険規定（Положение о застраховании строений в удельном ведомстве）は、РГИА. Ф. 1291. ОП. 55. 1859 г. Д. 1-а. Л. 255-255об.

互火災保険制度へ加入していた。

農奴である領主地農民（1851年第9回人口調査によれば全農民人口の50.5%）に関しては、上述の国有地農民や御料地農民と違って、1861年農奴解放までは領主の後見下に置かれ、火災発生の際に農奴側は領主に建直しのために必要な建築資材などを要求する権利を有し、領主側は農奴側からの要請に応じなければならない義務を負っていた。こうして、火事が発生した場合、すべての建築材と火事で焼失した農具は領主側から農奴に供与され、建築そのものは同村人によって行われた。<sup>(12)</sup>そのため、農奴自身が災害復旧について個人的に心配することはなかった。<sup>(13)</sup>しかし、領主後見からの解放を公布した1861年2月勅令の直後は、農奴解放と同時に領主の後見義務は消滅することになり、旧領主地農民経営はもはや領主からも国家からも保護・後見を受けることができなくなった。すなわち、後見から解放された旧領主地農民は建物の所有者となり、改築・修繕・管理は一切自己責任となり、旧領主地農民が火災にあった場合、当該農民は生存さえ脅かされる極めて困難な状況に置かれることになった。そのため、農奴解放の直後から直ちに旧領主地農民の後見義務を誰が負うのかという問題が提起された。このことを反映して農奴解放令の直後から、火災保険制度導入までの火災補償援助金の供与の要請と同時に、旧領主地農民の国有地・御料地農民火災保険への加入許可を求める訴えが多く<sup>(14)</sup>の県の農民から寄せられた。また、そのような要請は農民からだけでなく、後見義務からの解放を望んでいた貴族・地主代表からも、<sup>(15)</sup>内務省に寄せられた。さらに、モスクワ県、オリョール県、ペルミ県、タムボフ県、コストロマ県、カザン県、ヴァートカ県などの県ゼムストヴォ審議会（губернское присутствие）から同様の要請が寄せられた。<sup>(16)</sup>

農奴解放直後の1862年内務省の下に農民建物保険についての特別委員会が設置され、関連問題が<sup>(17)</sup>詳細に検討された。結局、1864年にゼムストヴォ管轄の下に強制相互火災保険制度が導入され、<sup>(18)</sup>その具体的な運用規則であるゼムストヴォ相互火災保険規定が1864年4月7日に公布された。同規則は、強制火災保険制度の組織および適用単位を郡でも郷・村でもなく県とし、また県以上のレベルでの保険事業の統括および中央集中化を行わず、保険事業の分権化を原則とし、強制火災保険制度

(12) Страхование дело. 1911. № 1. С. 19–20.

(13) Страхование дело. 1914. № 2. С. 58.

(14) РГИА. Ф. 1291. ОП. 55. 1859 г. Д. 1–а. Л. 195–196; РГИА. Ф. 1287. ОП. 3. Д. 921. Л. 1–1об.

(15) РГИА. Ф. 383. ОП. 15. Д. 17983. Часть 3. Л. 2–2об.; РГИА. Ф. 1291. ОП. 55. 1859 г. Д. 1–а. Л. 129, 138.

(16) Страхование дело. 1911. № 10. С. 300–301.

(17) Страхование дело. 1917. № 3–4. С. 72–73. 1862年1月4日、3月5日、7月23日に委員会で審議された内容は、Страхование дело. 1911. № 10. С. 297–303.

(18) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.40–48. 審議の際には強制保険制でなく農民の自発性に基づく任意保険制の原則も検討されたものの、時期尚早であると判断された（Страхование дело. 1911. № 14. С. 432）。

の運用および管理を県ゼムストヴォに一任し、県ゼムストヴォレベルの独立採算制を採用した。さらに、旧国有地農民、旧御料地農民、旧領主地農民を区別せず、県内のすべての農民をその対象とした。<sup>(19)</sup>このようなゼムストヴォ相互火災保険規定に基づいて、<sup>(20)</sup>1866年から1875年にかけてヨーロッパ・ロシアのゼムストヴォ諸県にゼムストヴォ相互火災保険制度が導入された。本稿の中心検討対象であるモスクワ県では<sup>(21)</sup>1867年に導入された。

このように、1861年以前からすでにロシア農民は火災に対する相互扶助原則に基づいた保険に積極的な対応を見せていたが、1861年農奴解放以後の全農民を対象とする強制火災保険の導入も上からの一方的改革というよりは下からの持続的かつ広範囲な要請によるものであった。次に見るように、ロシア農民は県ゼムストヴォ火災保険事業と保険制度変更に非常に敏感に対応しながら、取り組みのさらなる拡大を示した。

## 2 保険金額

ゼムストヴォ火災保険事業の根幹に関わる保険金額（*нормы страховых сумм*）の設定については全国的な統一基準は存在せず、基準の設定は各県ゼムストヴォに一任されていた。<sup>(22)</sup>モスクワ県においては、第1表に見られるように、1867年から1917年の間に、1869年、1879年、1893年、1902年と4回の保険金額の改定が行われた。1869年と1879年の2回の保険金額の引き上げは、保険金額を建物の時価額にできるだけ近づけるために取られた措置であったが、その背景には、保険事業の継続的黒字が存在していた。<sup>(23)</sup>

1893年の保険金額の引き下げの主な背景となったのは、1891年飢饉の際に急増した出火件数とそれによるゼムストヴォ火災保険の収支状況の悪化であったが、<sup>(24)</sup>第2表に見られるように、保険金額

---

(19) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.50–51.

(20) Материалы по истории взаимного страхования в России. Вып. 1. Тверь, 1912. С.50–51.

(21) Взаимное земское страхование. 1866–1876 гг. СПб., 1879–1884. С. 270–271; Сборник статистических сведений по губернскому и земскому взаимному страхованию. 1866–1895 г. Часть 1. СПб., 1900. С. 2. 1861年2月農奴解放からゼムストヴォ火災保険制の発足までの間に発生した火災に関しては、ゼムストヴォ火災保険の準備金から後日まかなう条件で、臨時的措置としての一時救済金が交付された（Страховое дело. 1911. № 14. С. 428）。

(22) Земский страховой вестник. 1916. № 6–7. С. 66–80.

(23) Руднев С. Ф. Обзор двадцатипятилетней деятельности Московского земства. 1865–1890. Взаимное земское страхование строений от огня. М., 1892. С. 6–7.

(24) Доклад № 18 Московской Губернской Земской Управы (以下, МГЗУ) 1910 года. О постановке страхового дела, о некоторых мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности, об изменениях в правилах страхования земской движимости, по вопросам обязательного страхования, о результатах перестраховочных операций и по ходатайствам уездных земств по страховой части. С. 37–39.

第 1 表 モスクワ県における強制基本保険金額の変更

(単位：ルーブリ)

変更年	1867	1869	1879	1893 <sup>1</sup>	1902 <sup>2</sup>	
					最小限	最大限
中庭つきコテージ (изба с двором)	30	50	75	50	50	250
庭なしコテージ (изба без двора)	15	25	37	24	-	
小部屋 (горенки), 屋根裏小部屋 (светелки), やぐら (вышки), 物置 (клетки)	7	10	15	10		
納屋 (амбара), 穀物倉 (житницы)	-	20	30	20	20	40
納屋 (сарая), 越冬小屋 (омшаника)	5	7	10	6	6	20
馬屋 (коношни)	10	15	22	14	-	
脱穀場 (крупорушки), 店舗 (лавки), その他	-	-	-	20	20	40

出典：1. Руднев С. Ф. Обзор двадцатипятилетней деятельности Московского земства. 1865-1890. Взаимное земское страхование строений от огня. М., 1892. С. 6-7.

2. Доклад МГЗУ 1902 года № 17. Об изменениях страховых норм в обязательном страховании. С. 23; Доклад МГЗУ 1910 года № 18. О постановке страхового дела, о некоторых мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности, об изменениях в правилах страхования земской двимости, по вопросам обязательного страхования, о результатах перестраховочных операций и по ходатайствам уездных земств по страховой части. С. 37-44.

の改定によって、この時期の 1 人当たりの保険金額はそれまでのおよそ 3 分の 2 に減少した。これによって、後述するように、火災補償額の著しい減少と事業収支の継続的黑字を記録し、1900 年代初頭には強制基本保険だけで 100 万ルーブリを超える多額の準備金（保険料滞納金を含まない）が形成されることになった。

モスクワ県ゼムストヴォの火災保険事業にとって最も大きな変化は、1901 年 12 月 25 日法によってもたらされた。同法は、農民に関する租税の中でも保険料の納入を最優先にすべきことを定めたものであり、これにより保険金額をいくら引き上げても安定した保険料収入が保障されることになった。このため、モスクワ県ゼムストヴォは 1902 年ゼムストヴォ会議において保険金額の大幅上方改定を決定した。<sup>(25)</sup> その背景には、強制基本保険の保険金額の引き上げについてのズヴェニゴロド郡ゼムストヴォ会議とポドリスク郡ゼムストヴォ会議からの訴えも存在していた。<sup>(26)</sup> 第 2 表に見られるように、上方改定によって 1903 年の 1 人当たりの保険金額は以前のおよそ 2 倍となったが、その後も保険金額が改められることはなかったため、さらに 1903 年の 114 ルーブリから 1915 年の 143 ルーブリまで継続的に引き上げられていった。

(25) Доклад № 17 МГЗУ 1902 года. Об изменениях страховых норм в обязательном страховании. С. 21-38.

(26) Доклад № 19 МГЗУ 1900 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по страховой части и текущим делам. С. 2-11; Доклад № 19 МГЗУ 1901 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по страховой части и по текущим делам. С. 6.

次に、すべての農民を対象としていた強制基本保険の保険料は低く設定され、保険金額は保険価額の2~3割に留められていたが、保険金額が低いと判断する農民は保険価額の7~8割となるように追加的に追加保険または建物任意保険に加入することができた。追加保険の1人当たりの平均保険金額の推移を見ると、第2表に示したように、1886年から1894年まで164ルーブリから173ルーブリの間を推移していたが、1895年から1903年までは若干の上昇を示し、この時期に保険金額が引き下げられた強制基本保険の保険金額との合計額は、若干減少したものの、全体的には変更以前の水準を保っていた。また、この時期に追加保険加入者は以前に比べて2.5倍に増加したが、その理由はまさに強制基本保険で削減された保険金額を追加保険によって補填するためであった。

20世紀初頭には、1902年に強制基本保険の保険金額が引き上げられたこと、また建物任意保険加入物件のうち保険価格が1,500ルーブリ未満のものは追加保険に移転されたことのために、1904年から1905年にかけて追加保険の保険金額は急激に2倍近く上昇し、さらにその後も1915年まで漸次的上昇を示した。すなわち、1886~1902年に239~274ルーブリであった強制基本保険と追加保険の1人当たりの合計平均保険金額は、さらに1904年から1915年にかけては427ルーブリから577ルーブリへと急速かつ持続的に上昇した。また、1904年以降の時期の強制基本保険と追加保険の1人当たり合計平均保険金額は、1人当たり平均保険価額の7~8割に達していた。この時期の追加保険加入者が強制基本保険加入者に占める割合は、1894年に9.2%、1902年に22.1%、1905年に33.6%、1910年に44.0%、1915年に51.1%へと著しく増加した<sup>(28)</sup>。

1905年以降のストルイピン農業改革期に見られた持続的増加の背景には、ストルイピン農業改革によって農村社会にもたらされた変化への積極的な対応だけでなく、農民経営の最も大きな負担となっていた償却金が1906年に半額に減額され、翌年の1907年から全面的に廃止されたことも存在していた。たとえば、ボゴロツク郡イグナチェヴォ郷フセヴォロゴヴォ村の農民(73ドゥシャー)は、1899年に償却金414ルーブリ5コペイカ、ゼムストヴォ税36ルーブリ6コペイカ、郷・村税67ルーブリ16コペイカ<sup>(29)</sup>、1905年に償却金366ルーブリ19コペイカ、土地税5ルーブリ67コペイカ、ゼムストヴォ税40ルーブリ78コペイカ、郷・村税58ルーブリ40コペイカの租税負担を負っていたが<sup>(30)</sup>、

(27) Доклад № 18 МГЗУ 1907 года. О мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности и сокращения пожарных убытков, а также об изменениях в правилах добровольного страхования строений и движимости. С. 2. その主な理由となったのは、農民所有建物の平均価額が地域によって1,200ルーブリまで上昇し、住居ではない建物を入れると、1,500ルーブリ以上になったからである(Доклад № 17 МГЗУ 1902 года. Об изменениях страховых норм в обязательном страховании. С. 24-25)。

(28) 1894年は Отчет по ревизии земских учреждений Московской губернии. Т. 2. СПб., 1904. С. 96-97, 1902年以降は各年の Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1902-1915 годы の Приложение № 2-4。

(29) Центральный исторический архив г. Москвы. (以下 ЦИАМ) Ф. 705. ОП. 1. Д. 467。

(30) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 589。



第2表 1人当たり平均保険金額や平均保険料および保険料総収入と火災補償額の変動

(単位：ルーブリ)

年	強制基本保険					追加保険					建物任意保険					
	平均保 険価額	平均保 険金額	割合 (%)	平均保 険料	火災補 償総額	平均保 険金額	平均保 険料	火災補 償総額	平均保 険料	火災補 償総額	平均保 険金額	平均保 険料	火災補 償総額	平均保 険金額	平均保 険料	火災補 償総額
1867	135	74	55.2	1.1	130,957	105,936					197	2.6	3,486	3,326		
1868	119	76	63.4	1.1	223,176	210,935					501	10.1	9,064	21,448		
1869	123	77	62.0	1.1	191,854	214,341					775	17.2	15,582	15,829		
1870	133	79	59.0	1.2	222,236	153,439					935	17.8	21,326	5,061		
1871	125	79	62.7	1.2	202,319	227,090					438	7.7	40,104	19,381		
1872	162	66	40.6	1.0	170,745	168,425					335	6.1	65,717	46,592		
1873	171	60	34.9	0.9	155,412	115,805					307	5.7	84,834	48,673		
1874	173	61	35.1	0.9	152,282	152,253					392	6.9	98,201	130,912		
1875	193	62	32.1	0.9	161,352	127,652					460	7.8	121,750	137,526		
1876	209	73	35.0	1.1	190,452	164,359					1,063	18.1	78,442	113,490		
1877	216	74	34.2	1.1	170,188	148,174					978	18.4	71,683	50,661		
1878	227	63	27.6	0.9	156,321	146,882					689	14.8	98,927	69,621		
1879	229	87	37.9	1.3	198,638	176,218					643	14.7	104,190	66,497		
1880	234	88	37.5	1.3	196,752	194,110					641	13.1	103,705	57,599		
1881	243	88	36.1	1.3	188,924	206,484					639	13.1	111,661	85,576		
1882	250	88	35.3	1.2	217,180	255,940					633	12.8	121,192	70,847		
1883	255	90	35.3	1.2	210,322	181,639					642	13.0	130,328	66,646		
1884	267	91	34.3	1.3	176,479	121,618		97	1.4	1,975	626	13.1	129,768	30,299		
1885	278	94	33.6	1.3	190,938	223,648		Na.	1.9	4,143	706	14.0	143,125	125,626		
1886	290	95	32.6	1.3	190,366	143,733		164	2.2	6,298	724	14.0	143,542	67,361		
1887	293	97	33.2	1.3	268,073	208,041		Na.	2.1	11,165	729	14.4	146,136	96,014		
1888	314	99	31.6	1.4	232,652	125,066		171	2.1	17,741	812	14.5	143,888	48,395		
1889	320	101	31.5	1.4	223,627	222,651		173	2.1	23,909	896	14.6	140,404	73,561		
1890	342	90	26.3	1.4	228,304	281,166		168	2.5	31,507	895	12.2	131,792	108,779		
1891	364	91	25.0	1.4	223,233	227,169		169	2.1	34,409	913	11.5	138,874	117,288		
1892	384	90	23.5	1.4	220,602	228,118		168	2.1	44,125	935	12.5	158,237	155,223		
1893	384	90	23.5	1.3	234,171	166,900		166	2.5	53,145	935	12.6	166,563	83,774		

年	強制基本保険				追加保険				建物任意保険				
	平均保 險金額	平均保 險料	割合 (%)	火災補 償総額	平均保 險金額	平均保 險料	火災補 償総額	平均保 險金額	平均保 險料	火災補 償総額	平均保 險金額	平均保 險料	火災補 償総額
1894	395	90	22.7	124,100	169	3.1	59,593	1,006	13.1	178,198	13.1	178,198	75,312
1895	426	63	14.7	90,400	180	3.2	74,965	1,020	12.8	190,169	12.8	190,169	95,531
1896	Na.	63	Na.	90,000	179	3.2	80,637	1,028	12.3	201,688	12.3	201,688	72,309
1897	428	63	14.7	166,100	181	3.2	95,685	1,045	11.9	227,708	11.9	227,708	168,271
1898	432	63	14.6	93,300	176	3.1	104,291	1,076	11.7	243,861	11.7	243,861	107,152
1899	436	63	14.4	90,630	182	3.2	113,702	998	11.7	268,527	11.7	268,527	148,630
1900	481	64	13.2	62,888	188	3.3	118,733	1,119	11.6	296,645	11.6	296,645	86,965
1901	592	66	11.1	108,681	195	3.4	139,676	1,177	11.7	346,129	11.7	346,129	181,684
1902	Na.	65	Na.	77,741	211	3.2	150,275	1,220	12.1	419,777	12.1	419,777	200,940
1903	606	114	18.2	265,831	198	3.0	138,931	1,189	11.8	493,237	11.8	493,237	316,567
1904	652	116	17.8	214,834	311	3.9	228,849	1,575	13	405,618	13	405,618	296,954
1905	664	117	17.6	368,848	372	4.3	314,234	1,943	14.9	382,769	14.9	382,769	448,087
1906	671	117	17.5	366,437	373	4.5	368,402	2,004	15.1	425,543	15.1	425,543	422,914
1907	694	120	17.3	350,298	349	5.3	471,154	1,995	17.8	499,792	17.8	499,792	451,003
1908	713	125	17.5	356,561	390	5.5	501,111	1,889	17.3	490,860	17.3	490,860	459,560
1909	726	132	18.2	396,706	412	5.6	520,497	1,890	17.2	501,642	17.2	501,642	440,691
1910	736	136	18.4	428,678	394	5.5	561,414	1,817	16.9	519,044	16.9	519,044	391,230
1911	735	140	19.0	355,591	392	5.6	590,668	1,811	16.9	518,298	16.9	518,298	403,188
1912	756	144	19.0	292,243	395	5.8	621,287	1,804	16.6	501,636	16.6	501,636	250,170
1913	766	143	18.7	278,939	406	5.8	661,251	1,875	16.5	512,026	16.5	512,026	225,648
1914	787	145	18.4	207,698	420	6.0	701,985	1,969	16.6	527,449	16.6	527,449	305,114
1915	783	143	18.3	115,910	434	6.1	740,272	2,014	16.9	546,568	16.9	546,568	208,317

出典：1867～1883年、Rudnev C. Φ. Обзор двадцатипятилетней деятельности Московского земства. 1865～1890. Взаимное земское страхование строений от огня. М., 1892. С. 26. 1884～1915年、Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1884～1915 годы. М., 1884～1917. 各年から作成。

1906年以降郷・村税の規模は60ルーブリ前半を推移し大きな変動はなかったが、1906年に土地税とゼムストヴォ税を合わせて233ルーブリ50コペイカ<sup>(31)</sup>、1908年に82ルーブリ46コペイカ<sup>(32)</sup>、1911年に償却金0ルーブリ、土地税10ルーブリ79コペイカ、ゼムストヴォ税90ルーブリ21コペイカ<sup>(33)</sup>、1912年と1913年には土地税とゼムストヴォ税を合わせて各々94ルーブリ9コペイカ<sup>(34)</sup>、98ルーブリ47コペイカ<sup>(35)</sup>へと、償却金の減免以前の1899年と1905年に比べて3倍弱も租税負担が減っていた。ボゴロツク郡イグナチェヴォ郷の他のアフアナソヴォ村、ソキノ村、イグナトヴォ村、ブイコヴォ村、ロヒヴァノヴォ村、ヴラソヴォ村においても全く同様のことが見られたが、モスクワ県全体においても同様のことを確認できた。1899年に国税（償却金+土地税）218万2,059ルーブリ、ゼムストヴォ税30万5,549ルーブリ、郷・村税80万3,062ルーブリ<sup>(36)</sup>、1905年に各々189万3,400ルーブリ、37万9,200ルーブリ、76万3,000ルーブリであったが、1906年に各々100万2,400ルーブリ、40万1,300ルーブリ、71万2,100ルーブリ<sup>(37)</sup>、1908年に各々6万8,500ルーブリ、58万900ルーブリ、72万600ルーブリ<sup>(38)</sup>、1911年に6万4,200ルーブリ、64万3,300ルーブリ、72万3,700ルーブリ、1912年に6万6,000ルーブリ、69万7,500ルーブリ、75万8,900ルーブリ<sup>(39)</sup>へと、1899年と1905年に比べて2倍以上も減少していた。

ところで、実際の強制基本保険と追加保険の新規契約の締結と契約更新および再評価業務は、その大半が農民からなる郷役場によって行われていた。保険金額の上方改定は火災補償金の上昇を意味すると同時に、保険料負担の上昇をも意味していたため、これに対する郷役場の態度は一様ではなかった。すなわち、出火件数と火災保障が少ない地域の郷役場にとっては、保険金額の引き上げは保険料負担の増大のみを意味したのに対して、出火件数の多い地域では保険金額の引き上げは歓迎された<sup>(40)</sup>。後者の場合には、郷役場の過大評価により、保険価額が保険対象物の時価額をはるかに

(31) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 617.

(32) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 661.

(33) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 707. Л. 27-31.

(34) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 736.

(35) ЦИАМ. Ф. 705. ОП. 1. Д. 747.

(36) Свод сведений о поступлении и взимании казенных, земских и общественных окладных сборов за 1895-1899 г.г. СПб., 1902. С. 50-55.

(37) Свод сведений о поступлении и взимании казенных, земских и общественных окладных сборов за 1904-1906 г.г. СПб., 1910. С. 30-33.

(38) Свод сведений о поступлении и взимании казенных, земских и общественных окладных сборов за 1907-1909 г.г. СПб., 1912. С. 30-33.

(39) Свод сведений о поступлении и взимании казенных, земских и общественных окладных сборов за 1910-1912 г.г. СПб., 1915. С. 30-35.

(40) Доклад № 19 МГЗУ 1907 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам по пожарностраховой части уездных земств городских общественных управлений пожарных обществ. С. 4-9.

上回る事態が頻繁に生じていたが、それは追加保険に加入した農民は火災の際に時価額をはるかに上回る保険金を受け取ることができたことを意味していた。このため、とりわけ後者の場合には、1902年の保険価格引き上げが出火件数の増大の主な原因となった。<sup>(41)</sup>

一方、一定以上の保険価額の農民所有建物だけでなく、都市・城下町、農民外身分屋敷、ダーチャ（別荘）などの農民外身分所有の建物もゼムストヴォ火災保険の建物任意保険に加入することができた。建物任意保険に対するモスクワ県ゼムストヴォの施策は1885年までは一定していなかったが、1885年から保険金額を、次のように大幅に引き上げた。それまでは、都市部の建物について1万ルーブリ、農民外身分屋敷について1万5,000ルーブリ、農民所有建物について300ルーブリ以上の保険金額を設定できなかったが、1885年からは、前2者については5万ルーブリまで、農民所有建物については3,000ルーブリまで保険金額を引き上げると同時に、ダーチャに対する保険が新たに導入され、石造の場合には1万ルーブリと木造の場合には5,000ルーブリを保険金額とした。このように、建物任意保険に関しては強制基本保険とは異なり、大幅な拡大措置が取られていた。<sup>(42)</sup>これによって、1人当たり保険金額は保険加入者の増加と共に、1880年代前半の600ルーブリ台から、1,500ルーブリ以下の農民所有建物の追加保険への移転が行われる1903年までに2倍の1,200ルーブリにまで上昇した。建物任意保険に関しては、1885年基準は1917年まで維持されたが、1904年から1,500ルーブリ以下の農民所有建物が追加保険へ移転されたこと、またそれ以降の保険加入者の漸次的増加を背景として、1人当たり保険金額は1905年から1916年まで1,800ルーブリから2,000ルーブリの間を推移した。モスクワ県ゼムストヴォは、強制基本保険や追加保険については保険金額と保険料算定基準の変更を繰り返したが、建物任意保険に関しては一貫した拡大・奨励政策を取っていた。その最大の理由は、建物任意保険では、保険料水準は高い反面、出火件数と火災補償が少なく、1880年代と1890年代のすべての年に黒字を記録し、1900年度初頭にすでに200万ルーブリ近くの巨額の準備金が形成されたからである。<sup>(43)</sup>

---

(41) 崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号、16-21頁。

(42) 工場などの保険金額が極めて高い商工業施設の保険加入に関しては、出火率が非常に高く、放火の疑いの火事が頻発していたため、保険誘致に制限が設けられることになった（Пожарное дело. 1915. № 8. С. 274-275; Земский страховой вестник. 1916. № 5-6. С. 106-110）。

(43) 建物任意保険加入者の内訳と加入者カテゴリー別の保険加入状況や事業内容は、Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1884-1915 годы. М., 1884-1917. 各年。

### 3 保険料 (страховые платежи)

#### 3.1 強制基本保険と滞納

保険料算定基準は、たとえば、木造壁・わら屋根の建物の場合は保険金額の2.0%、木造壁・鉄材屋根の場合は1.0%、石造壁・鉄材屋根の場合は0.5%などのように、基本的に火事発生の危険度および火災被害の危険度と密接な関係を有する壁や屋根の資材を基準として、保険金額に対する保険料の割合(保険料率)を定めていた。また、強制基本保険の場合には、この基準は火災発生の地域的相違を考慮に入れず、全県一律に適用されていた。加入者1人当たりの平均保険料の水準は全体として、第2表に見られるように、保険金額のほぼ1.5%であり、設定された保険金額に従って上下していた。当然ながら、強制基本保険の保険料収入総額も保険金額の変更に従って変化した。

ところで、強制基本保険においては、保険料滞納者に対しても、また保険未加入者に対してさえ、火災発生の際の火災補償金が支払われることになっていた。そのため、強制基本保険では保険料の滞納が発生していた。後出の第6表に見られるように、累積滞納金は、1893年の保険金額改定まで増加傾向にあった。しかしながら、1893年改定から1902年改定までは滞納金の増加はほぼ見られず、さらに1902年改定以降は1人当たり保険料負担額がほぼ2倍近く増加したにもかかわらず、保険料の優先的納入を定めた1901年12月25日法のため、累積滞納金は増えるどころか、減少したのである。実際にモスクワ県における強制基本保険料の納入は、ゼムストヴォ火災保険制度が導入されている他の県と比較しても、非常に良好であった。1915年1月1日付の保険加入者24万1,091人の保険料納入状況を見ると、未納滞納がない者が17万8,142人(73.9%)、滞納がない未納者は2万8,653人(11.9%)で、滞納者はわずか3万4,296人(14.2%)に過ぎず、そのうち、6,870人は建物を所有していなかった<sup>(44)</sup>。

ところで、1906年12月10日に、強制基本保険料の莫大な累積滞納金と1905年農民反乱期における滞納金の増加、火災件数の急増によって準備金の枯渇に直面したベンザ県ゼムストヴォ会議は強制保険制度の廃止を提案した。これを受けて、内務省地域経済庁(Главное управление по делам местного хозяйства)は1907年3月5日付通達第1207号を発し、すべての県でこの問題を審議するよう要請した<sup>(45)</sup>。審議の結果、強制火災保険制の廃止に賛成を表明したのは少数の県ゼムストヴォであって、大半の県ゼムストヴォは強制保険制の存続に賛成の意見を表明した<sup>(46)</sup>。たとえば、ヴァートカ県参事会は、ベンザ県ゼムストヴォによる強制保険廃止の提案の主な理由は準備金の枯渇である

(44) Доклад № 18 МГЗУ 1915 года. По вопросам обязательного страхования. С. 16–43.

(45) Пожарное дело. 1908. № 12. С. 210–211.

(46) Материалы по пересмотру положения о взаимном земском страховании. СПб., 1910; Земский страховой вестник. 1917. № 11–12. С. 39–50.

が、ヴァートカ県ゼムストヴォの強制基本保険の準備金は良好な状況にあるため、ペンザ県ゼムストヴォの提案に同意する根拠はないと報告した。<sup>(47)</sup> 後述するように、実際に大半の県ゼムストヴォ火災保険において準備金に占める強制基本保険の割合は非常に高かったため、多くの県ゼムストヴォは、準備金の多額の損失を意味する強制基本保険の廃止に反対したのである。<sup>(48)</sup> 1910年にゼムストヴォ火災保険規定の見直しのために招集された全県ゼムストヴォ保険代表者会議では満場一致で強制基本保険の存続が決定され、さらに内務省の1910年11月10日付通達第57号によりストルイピン農業改革によって新たに創出された区画地経営をも強制基本保険の対象とすることが決定された。<sup>(49)</sup>

一方、この件について農民側がどのような対応を示していたのかはペテルブルグ県ゼムストヴォ参事会によって郷会（волостные сходы）宛に行われたアンケート調査で見ることができる。124の郷会から回答が寄せられたが、そのうち110の郷会が強制保険の存続に賛成を示し、14の郷会だけが廃止の見解を表明した。存続賛成の主な理由は、火事発生まで保険にかけることができなかった建物に対して火災補償を受けることができることと、保険料の滞納の場合でも保険金を受け取ることができることであった。廃止決定の理由は独自の郷火災保険が存在しているため、ゼムストヴォ強制保険の必要性はないことであった。<sup>(50)</sup>

滞納金ストックが減少する中で人別納税帳簿の導入と連帯責任制の廃止（1903年）以前に形成されていた滞納金30万661ルーブリが長年議論の焦点となっていた。1915年全保険員会議は帳消しが望ましいという結論を出したが、県ゼムストヴォ参事会は継続的取立てを決定した。しかし、農民はこの問題に対して否定的見方を堅持していた。というのも、農戸の頻繁な変動の中で個別農戸の責任所在が特定できない滞納金に対して連帯責任を負いたくないからであった。農民は保険員会議の見解と同様にこれらの滞納金の帳消しを求めている。<sup>(51)</sup> 一方、出火率が低く、火災補償を長年ほとんど受けることがなかった地域や村において、強制基本保険からの脱退と独自の郷レベルの相互火災保険の設立の試みが見られたが、<sup>(52)</sup> とりわけ1905年農民反乱と1917年2月帝政ロシア政府の崩壊以後に現れていた。<sup>(53)</sup>  
<sup>(54)</sup>

---

(47) Земский страховой вестник. 1917. № 11–12. С. 44–45.

(48) ヨーロッパ・ロシアのゼムストヴォ各県における具体的議論については、Пожарное дело. 1910. № 10. С. 229–232; № 12. С. 276–279; № 13. С. 301–304; № 16. С. 379–381; № 17. С. 397–403.

(49) Доклад № 18 МГЗУ 1915 года. По вопросам обязательного страхования. С. 1–9; Земский страховой вестник. 1917. № 11–12. С. 29–30.

(50) Пожарное дело. 1914. № 7. С. 240.

(51) Доклад № 18 МГЗУ 1915 года. По вопросам обязательного страхования. С. 16–43.

(52) Пожарное дело. 1915. № 5. С. 163–164. すでに1902年に火事がほとんど発生していないヴァートカ県スロヴォダ郡は全県一律保険料算定基準から強制保険に対する敵対的雰囲気表れ、複数の郷は強制保険からの脱退と独自の郷火災保険の設立の許可を訴えていた。同県のコテリニツ郡の農民も同様に郷レベルの独自保険組織の設立の許可を訴えた（Пожарное дело. 1915. № 3. С. 116–117）。

### 3.2 追加保険

追加保険は強制基本保険と異なり1年単位の契約であるため、毎年更新が必要であった。また、契約期間内に保険料の支払いがなされず滞納が発生した場合や、契約更新が行われなかった場合には、契約期間を過ぎた時点で発生した火事に関しては保険金が一切支払われなかった。そのため、保険料滞納問題は存在しなかった。

追加保険の保険料算定基準は基本的に保険加入建物の壁や屋根の資材によって決められていたが、この基準で火災補償の地域的相違を考慮するか否か、考慮する場合に何を基準とするかは、ゼムストヴォ火災保険の政策路線と直接的な関係を有していた。追加保険の保険料算定基準は、保険金額の変更に合わせて、1867年から1916年までの50年間、次のように数回にわたって変更された。すなわち、1867～1877年には全県一律の保険料算定基準が適用され、1878～1883年には追加保険が一時廃止されたが、1884～1893年には再び全県一律の保険料算定基準が導入された。1893～1904年には村別の保険料算定基準が適用されたが、1904～1912年には全県一律（1907年4月から一律20%引き上げ<sup>(55)</sup>）となり、1912～1916年には郷別となった<sup>(56)</sup>。

保険料決定の際に地域的相違を考慮するか否かはゼムストヴォ保険政策と密接な関係を有していたため、保険料の改定と保険金額の改定とは密接に連動していた。すなわち、強制保険の保険金額がそれ以前と比較して引き上げられた1884～1893年および1904～1912年には、追加保険料については全県一律の基準が適用され、強制保険の保険金額が引き下げられた1893～1903年には、追加保険料については地域的相違を最も徹底的に考慮した村別基準が適用された。1893年の村別基準の適用は保険金額の引き下げと同様に火災発生抑制と保険事業の収支改善を目的としたものであり、後述するように、実際に保険事業は継続的黑字を記録した。しかし、1902年の保険金額の引き上げとセットとなった1904年の全県一律基準の導入は、モスクワ県ゼムストヴォが追加保険加入者の増加と準備金の大幅な増額を狙うハイリスク・ハイリターンの攻撃的拡大政策を取ろうとしたためであった。しかし、モスクワ県ゼムストヴォの思惑は外れ、全県一律基準の導入の結果は出火件数の

(53) Пожарное дело. 1915. № 5. С. 164. 1905年農民反乱期に農民達は公然とゼムストヴォ火災保険に立ち上がり、スロヴォダ郡では保険料の支払いが全く行われなかった。その際、多くの郷会はゼムストヴォ火災保険の廃止と、独自の火災保険の形成のための資金として超過払いしてきた保険料の返還を求めた。

(54) 郷相互保険制の導入についての問題提起は当時盛んに議論されていた「郷ゼムストヴォ制」の導入とも結びつけられていた（Земский страховой вестник. 1917. № 11-12. С. 36-60; Земский страховой вестник. 1917. № 15-16. С. 24-55; Земский страховой вестник. 1917. № 22-23. С. 6-19; Земский страховой вестник. 1917. № 24. С. 10-17, 64-81; Земский страховой вестник. 1917. № 1-2. С. 46-59; Земский страховой вестник. 1918. № 4. С. 1-6, 42-46）。

(55) Доклад № 19 МГЗУ 1910 года. Об изменении ныне действующих тарифов премий по дополнительному страхованию построек от огня. С. 18-28.

(56) Доклад № 19в МГЗУ 1912 года. По ходатайствам волостных и сельских обществ и уездных земств о понижении обложения в обязательном страховании. С. 1-8.

急増と大幅な赤字であった。<sup>(57)</sup> 追加保険においても最も深刻であったのは、後出の第 6 表で見られるように、準備金がすでに 1905 年に枯渇し、増える一方の赤字を強制基本保険からの借入金によって補わなければならなかったことであった。さらに、これへの対策として 1912 年に全県一律基準の廃止と郷別基準の導入がなされた結果、出火件数は減少し、<sup>(58)</sup> 保険事業は黒字を記録した。

追加保険の 1 人当たり平均保険料の動向は、第 2 表に見られるように、全県一律基準が適用された場合には低く、村別・郷別の基準が適用された場合には高額となった。すなわち、1884～1893 年には保険料は保険金額の 1.2～1.3 %であったが、1893 年の村別基準への変更後は、保険料率は 1.8 %に上昇した。1904 年の全県一律基準への変更後、保険金額が大幅に上昇したにもかかわらず、保険料率は再び 1.2 %前後に下落し、低く抑えられた。1904 年の全県一律基準の適用によって保険料率は低くなったものの、保険価額は著しく引き上げられ、保険料が上昇したため、火災発生件数の少ない地域では保険料負担に対する不満が再び高まり、逆に火災発生件数の多い地域では、保険価額は引き下げられ、追加保険への加入が促進されると同時に、出火件数の増加がもたらされる結果となった。全体としては出火件数が急増し、保険事業が大幅な赤字となったため、1907 年にモスクワ県ゼムストヴォは追加保険の保険料を全県一律 20 %引き上げることと決定し、保険料率は 1.4～1.5 %に引き上げられることになった。1912 年に全県一律基準は廃止され、再び火災補償の地域的相違を考慮に入れた郷別基準が導入された。これによってカテゴリー別の保険料負担率は大きく異なることになったものの、1913～1915 年に平均保険料率は 1.4 %と改定以前と大きな相違はなく、平均保険料も 1913 年に 5.81 ルーブリ、1915 年に 6.11 ルーブリであった。

一方、全県一律基準の廃止の後にも全県一律基準の再導入を求める訴えが出火率の高い地域から<sup>(59)</sup> 続き、また保険料の高い等級に分類された郷からはより低い等級への移転を求める訴えが続いて<sup>(60)</sup> た。すなわち、個別郷レベルによって火災頻度の高いカテゴリーに区分される場合には高い保険料率を負担しなければならなかったため、火災頻度が高い III と IV のカテゴリーに区分された多くの郷スホードは、過去の出火頻度や火災補償のデータを用いて、その不当性を訴えると同時に、火災頻度の低いカテゴリーへの変更を<sup>(61)</sup> 訴えていた。

ところで、20 世紀初頭に保険料負担が著しく増加したにもかかわらず、追加保険加入者の数は急

(57) 村別基準から全県一律基準への変更はモスクワ県ゼムストヴォの保険政策のうち最も不可解な決定の一つである。というのも、村別基準の下で追加保険は最も安定的黒字を記録していたし、全県一律基準が意図的な放火と出火率の急増をもたらしていたことから村別基準の導入が行われ、全県一律基準のリスクは十分認識されていたからである。この問題についてのモスクワ県ゼムストヴォ参事会の報告は、Страховое дело. 1911. № 12. С. 371–372 で確認できるが、その根拠として提示されたのは形式的指摘に留まり、ゼムストヴォ保険事業との関連での言及は存在していなかった。

(58) Доклад № 19в МГЗУ 1912 года. По ходатайствам волостных и сельских обществ и уездных земств о понижении обложения в обязательном страховании. С. 1–8.

(59) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 24–25, 44–45.

(60) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 28–33



増していた。すなわち、追加保険加入率は1894年に9.4%、1905年33.6%、1910年43.95%、1915年51.13%であった。<sup>(62)</sup>このことはモスクワ県ゼムストヴォの積極的保険政策が農民の動員にいかにか成功していたか、またモスクワ県農民がゼムストヴォ火災保険にいかにか敏感かつ積極的に対応していたかを物語るものである。

### 3.3 建物任意保険

建物任意保険も保険対象建物の壁や屋根の資材によって異なる保険料率が定められ、保険料が算定された。保険料率は、1867年から1887年まではおよそ2.0%と高水準であった。しかし、1878年以降の継続的黑字と40万ルーブリに達する準備金の形成という保険事業の成功を背景に、1887年には10年以上保険契約が継続された場合には10%割引が適用されるようになり、1889年には保険料が大幅に引き下げられた結果、保険料率は1890～1898年には1.2～1.3%に低下し、またこの10年間に保険加入者数は2倍近く増加した。さらに、1898年には保険契約継続期間による保険料割引をさらに拡大し、5年の場合は10%、10年は15%、15年は20%、20年は25%、25年は30%とし、保険加入を促進した。さらに、保険料率は1899～1903年に1.0%へと引き下げられ、1901年の下級保険員制の導入をも背景として、保険加入者数はわずか5年間にさらに2倍もの増加を見せた。建物任意保険の保険料率は、1904年の再保険制度の導入と共に、さらに一律30%引き下げられることになった。<sup>(63)</sup>このように、保険事業の収支悪化のために1907年に保険料が一律20%引き上げられるまでは、上述の強制基本保険や追加保険と異なり、建物任意保険の保険料率は一貫して減少していた。1907年の20%の引き上げは1904年の引き下げ以前の水準への復帰を意味していたため、引き上げ後の保険料率は、1908年に0.91%、1912年に0.92%、1915年に0.81%と、低い水準に保たれていた。そのため、引き上げにもかかわらず、保険加入者数は減少するどころか、持続的な増加を示した。

---

(61) Доклад № 19в МГЗУ 1915 года по отделению страховой статистики. По вопросу о проверке действующего тарифа премий дополнительного страхования и по ходатайствам волостных сходов и уездных земств о переводе волостей из одного района обложения в другой. С. 14-38.

(62) 崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号、20-21頁。

(63) Доклад № 18 МГЗУ 1907 года. О мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности и сокращения пожарных убытков, а также об изменениях в правилах добровольного страхования строений и движимости. С. 1-2. モスクワ県におけるゼムストヴォ再保険の実態については、Доклад № 17а МГЗУ 1913 года. Об участии Московского земства во взаимном земском перестраховании имущества от огня と Доклад № 17а МГЗУ 1915 года. По вопросу о взаимном земском перестраховании имущества от огня において、1917年1月1日までの収支状況の総括は、Материалы по статистике и организации взаимного земского перестрахования имущества от огня. Вып. 12. М., 1917.

1人当たり平均保険料の水準は、第2表に見られるように、1878年から1904年までの保険料率の著しい低下にもかかわらず、12~14ルーブリを推移していた。その主な理由は、上述したように、保険金額が著しく増加していたからであった。1904年に1,500ルーブリ以下の農民所有建物が追加保険へ移転されたために、当然ながら、1人当たり平均保険料は引き上げられ、1907年以降は17ルーブリ前後を推移した。このように、20世紀初頭における建物任意保険の1人当たり平均保険料は、強制基本保険のおよそ10倍、追加保険のおよそ3倍という非常に高い水準を保っていた。

保険料収入総額は、保険加入者の増加、保険金額の引き上げ、保険加入上限額の引き上げなどを背景に、1867年から1916年までの間ほぼ一貫した増加を見せ、強制基本保険のそれを上回り、追加保険の収入総額にほぼ匹敵する規模となった。後述するように、その反面、建物任意保険の保険対象建物の場合、出火件数や火災補償額も少なかったため、建物任意保険は多額の黒字を継続し、強制基本保険を大きく上回る最も大きな準備金を形成した。このため、モスクワ県ゼムストヴォは建物任意保険の拡大にとりわけ力を入れていた。20世紀初頭に拡大導入される後述の下級保険員も地区保険員も建物任意保険の新規契約および契約更新に関する活動を中心としていた。

## 4 火災補償

### 4.1 火災補償

火災補償<sup>(64)</sup>の状況を見ると、第2表の通りである。まず、強制基本保険は、1893年の保険金額の引き下げまでの1867~1893年には、大半の年に火災補償額が保険料収入の8~9割を占め、8割未満の年は8年だけであったが、そのほとんども7割後半であった。この時期の火災補償の特徴は、火災1件当たりの火災補償額が非常に高かったことである。ところが、保険金額が引き下げられた1893年から1902年までは、出火件数には大きな減少は見られなかったものの、火災1件当たりの火災補償額が著しく低下した。そのため、火災補償額は保険料収入を大きく下回り、1894年から1902年までは、1897年を除いたすべての年で火災補償額は保険料収入の5割以下であった。1902年の保険金額の引き上げ以降の火災補償額の保険料収入に占める割合は、1903年から1911年まで8割を超え、1906~1910年には9~10割を示していたが、1912~1913年には7割前後となった。

同様に追加保険について火災補償額が保険料収入に占める割合を見た場合、1893年の保険金額の引き下げからと村別保険料算定基準の導入の1902年までの期間で、5割以下であったのは4年だけであり、残りは6割前後であった。1905年から1911年までの期間は、1902年の保険価格の引き上

---

(64) ロシア農民経営が直面していた最大の危険は火災であったが、それ以外にも暴風、洪水、雷、地震などのように火事を伴わない災害による建物の損害も存在していた。農民側からの火災保険による損害補償の要請にもかかわらず、ほとんどの県ゼムストヴォは法の厳格な適用として火災以外の災害に対しては補償を行っていなかった（Земский страховой вестник. 1917. № 24. С. 6-7）。

第3表 追加保険における地域別保険料と火災補償の割合

(単位：倍)

年	I	II	III	IV	平均
1904	0.24	0.52	0.61	1.26	0.67
1905	0.36	0.69	1.04	2.31	1.12
1906	0.40	0.80	1.39	2.45	1.28
1907	0.53	0.86	1.37	2.13	1.24
1908	0.49	0.80	1.28	2.82	1.36
1909	0.43	0.94	1.50	2.87	1.45
1910	0.81	0.80	1.60	2.85	1.51
1911	0.74	1.10	1.32	2.92	1.47
1912	0.66	0.74	0.99	1.81	1.00
1913	0.59	0.69	0.95	1.28	0.83
1914	0.32	0.50	0.78	0.75	0.56

出典：Статистический отчет о взаимном земском страховании в Московской губернии за 1914 год. М., 1916. С. 95.

げや1904年の全県一律の保険料算定基準の適用により、火災補償額と保険料収入額はおおむね同額であった。地域別に見ると、火災被害が少ないIとIIのカテゴリーに属する郷では、火災補償額は保険料収入を下回り、火災被害が多いIIIとIVのカテゴリーの郷では上回っている。とりわけIVの郷の場合、火災補償額が保険料収入のおよそ3倍にまで達することもあった。

第3表に見られるように、1912年から追加保険の保険料収入に占める火災補償額は急激に減少した。その主な理由の一つは、県ゼムストヴォ参事会が1911年9月から、郷別の保険料算定基準を導入したからである。もう一つの理由は、後述するように、郷役場が保険評価事業から完全に排除され、地区保険員のみによる評価が導入されたことであった。

建物任意保険における火災補償額は、追加保険が一時的に廃止される1877年から1902年まで、1891年飢饉時を除いた全期間にわたって、保険料収入の6割を下回っていたが、出火件数が本格的に増加し始めた1903年から1911年にかけては7割以上となり、とりわけ出火件数が急増した1905年から1909年までは9割を超えていた。反対に、出火件数が低下した1912年以降は再び6割をはるかに下回る水準に落ち着いた。とりわけ第一次世界大戦期にはさらに低い水準を表した。

#### 4.2 保険金支払いと保険加入者の訴え

ゼムストヴォ火災保険全体における火災補償額の動向は上述の通りであるが、個別の保険金支払いの際には様々な問題が生じ、農民からの訴えは絶え間なく続いていた。まず、強制基本保険については、同保険は最小限の火災補償の意味合いが強かったため、保険金支払いをめぐる農民側からの訴えはほとんど存在しなかった。しかし、1895年度モスクワ県ゼムストヴォ定例会議の決定に従って、この保険には農民のみが加入を認められていたため、農民以外の身分の者には、保険料

を支払ってきた場合であっても、保険金の支給は認められず、これが問題となることがあった。<sup>(65)</sup> また、1906年2月20日付県ゼムストヴォ会議の決定に従って老朽化したすべての建物は強制基本保険の対象から除外されることになったが、この決定も保険金支払いをめぐる訴えの理由の一つであった。<sup>(66)</sup> さらに、ゼムストヴォ火災保険規定第8条の規定に従って、農民所有の建物であっても分与外私有地の上に建てられている場合には強制基本保険の対象と認められなかったことも、農民からの訴えの原因となった。<sup>(67)</sup>

追加保険に関する訴えで最も多かったのは、1年ごとの契約満了日前の契約更新（＝保険料の支払い）を怠ったが、契約満了後に火事が発生した場合である。強制基本保険と違って、追加保険の場合には更新手続きを行わない場合、契約満了後に発生した火事に対しては一切の火災補償が行われないことになっており、この規定は極めて厳格に適用されていた。しかし、何らかの理由で契約更新を怠った場合でも、温情的な保険金の支払いを求める農民からの訴えは絶え間なく続いていた。農民の訴えによれば、契約更新を怠った理由は、妻の死亡に伴い子育てが忙しくなったこと、不作と穀物価格の急騰に伴う貧困、不注意と文盲（неопытность и неграмотность）、老い、家庭事情、病気と入院、夫のシベリアへの流刑、息子の徴兵と老い、など様々であった。<sup>(68)</sup>

次に多かった訴えは、契約期間中に再評価により保険対象建物の保険価額が引き下げられたため、実際に払われた保険金が契約当初よりもはるかに少額であった場合であった。その際に、農民は県ゼムストヴォ参事会宛に当初の契約通りの保険金の支払いを求めたが、県ゼムストヴォ参事会は農民からの訴えを退け、再評価に基づく新たな保険金の支払いを行うことを決定していた。<sup>(69)</sup> 事後的再評価により保険金を減額する根拠となったのは、保険対象物の保険価額に疑いが生じた場合、地元住民の証言を通じて事後的再評価を行う権利をサラトフ県ゼムストヴォに認めた最高裁セナートの1908年4月30日付決定第5572号であった。<sup>(70)</sup> また、追加保険は一定の評価額以上の建物に限ってだ

---

(65) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 25–26.

(66) Доклад № 30 МГЗУ 1914 года. По жалобам и прошениям. С. 4.

(67) Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 9–10.

(68) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 14–16, 19–21, 22, 40; Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 23–24, 26–28, 33, 45–46; Доклад № 30 МГЗУ 1914 года. По жалобам и прошениям. С. 4–6; Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 2–4. 第一次世界大戦期には徴兵に伴う困窮の結果として契約更新を怠ってしまった場合については、寛容的な対応を取るようになっていった（Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 4–5, 7–9）。

(69) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 16–18, 21–22; Дополнение к докладу № 30 МГЗУ 1909 года по жалобам и прошениям. С. 3–5; Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 22–23, 25–26, 33–34; Доклад № 30 МГЗУ 1914 года. По жалобам и прошениям. С. 3–4.

け適用されたため、再評価によって追加保険からの保険金を受領する資格を喪失するケースも発生していた。<sup>(71)</sup>

建物任意保険に関して最も多い訴えは、追加保険と同様に、契約更新を怠ったことによって保険金の支払いを拒否されたことに対する不満であった。契約更新がなされなかった理由は、様々であったが、主に資金不足、貧困と不幸な出来事（娘の死、夫の失業、母の死亡）、契約更新日の勘違い、夫の不在時に妻が契約更新を失念していた場合などであった。<sup>(72)</sup>中でも注目に値するのは、保険員が不在であったため納めることができなかったという訴えであった。<sup>(73)</sup>

建物任意保険の場合も、追加保険と同様に、契約期間中の再評価による契約条件の一方的変更＝保険金額の引き下げも保険加入者側からの訴えの最も重要な理由の一つであった。<sup>(74)</sup>たとえば、サスの建物は1907年から保険金額1,500ルーブリの建物任意保険の対象であったが、1911年3月19日付県参事会決定第185号によって保険金額が1,200ルーブリに引き下げられた。1911年6月20日に火災が発生し、サスは1,200ルーブリでなく従来の1,500ルーブリを支払うよう訴えたが、県参事会によって却下された。また、火災発生後の再評価による保険金額の引き下げも、訴えの主な理由の一つであった。<sup>(75)</sup>さらに、不動産が全焼しなかった場合には保険金は全額支払われなかったが、農民は全焼であるように見せかけるために、火災を免れた建築部材などを隠匿しようとすることもあった。このような行為は刑法に抵触し、かつ保険金の支払いを差し止められる理由となったが、<sup>(76)</sup>しばしば行われることがあった。このため、火災現場に残る建築部材等の残留物の評価について、保険加入者から訴えがなされることが多くあった。<sup>(77)</sup>

---

(70) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 26–27. 火事後の再評価による保険金策定をめぐる訴えは多く存在していた (То же. С. 12–13, 33–34; Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 5–6)。

(71) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 13–14; Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 5–6.

(72) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 6–7, 8–10; Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 7–8, 12–14; Доклад № 30 МГЗУ 1914 года. По жалобам и прошениям. С. 6–8. ここでも、第一次世界大戦期には寛容な対応が見られた (Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 14–16)。

(73) Доклад № 30 МГЗУ 1909 года. По жалобам и прошениям. 2. Прошения и жалобы, представляемые вновь. С. 8–10; Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 2–3; Доклад № 30 МГЗУ 1915 года. По жалобам и прошениям. С. 11–14.

(74) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 5–6.

(75) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 11–12.

(76) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 1–2.

(77) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 8–9.

さらに、建物任意保険規定第 44 条と第 45 条に保険加入者は必ず火災発生的事实を 3 日以内に保険員か郷役場に通告することが義務付けられていたが、この義務の不履行は保険金支払い拒否の大きな理由の一つとなっていた<sup>(78)</sup>。また、1890 年度モスクワ県ゼムストヴォ定例会議の決定に従って、建物が他の場所に移転された場合にも報告しなければならなかったが、不履行の場合にも保険金支払いは拒否された<sup>(79)</sup>。さらに、1904 年度県ゼムストヴォ定例会議の決定によって、郷役場は建物任意保険の新規契約締結と 500 ルーブリ以上の契約更新を行うことができなくなったが、この違反も保険金支払い拒否の理由となった<sup>(80)</sup>。これらはいずれも農民の訴えの理由となった。

火災補償と関連しては上述したように、ゼムストヴォが保険対象物の過大評価への対策としての再評価の結果を新規契約や契約更新の際だけでなく、契約期間中における契約条件の一方的変更と、契約期間中に発生した火事に対する火災補償への拡大適用とを通じて、火事発生の抑制と同時にゼムストヴォ火災保険の財政拡大に徹底していたことはとりわけ注目に値する。当然ながら、ゼムストヴォ側による明白な一方的契約違反行為に対する保険加入者側からの抗議や抵抗は激しいものであった。上記のモスクワ県ゼムストヴォ火災保険の例で見られた火災補償をめぐる様々な問題は他の県ゼムストヴォにおいても共通に広く見られていた<sup>(81)</sup>。

#### 4.3 ゼムストヴォ相互再保険 (перестрахование)

建物任意保険と動産任意保険の火災補償で重要な意味を有していたのは、1904 年から導入された県ゼムストヴォ火災保険同士の相互支払い保証原則に基づく再保険制度であった。これによって県ゼムストヴォは、よりリスクの高い任意保険に一層積極的に取り組むことが可能になった<sup>(82)</sup>。最初の再保険契約 (1904 年契約) は 1904 年 3 月 8 日に結ばれ、モスクワ県を含め 17 の県ゼムストヴォが参加し、1909 年 7 月 1 日まで機能した。しかし、最初の 1904 年契約は火災被害の地域的相違を考慮しなかったため、1906 年に 2 県、1908 年に 3 県、1909 年にモスクワ県とクルスク県が脱退することになり、ゼムストヴォ再保険連合は崩壊の危機に直面することになった。その後、1909 年から地域的相違を考慮した修正規定に基づいて 1 年単位の契約が結ばれ、1909 年、1910 年、1911 年の各契約に 11 県が参加したが、モスクワ県ゼムストヴォはいずれにも参加しなかった。モスクワ県ゼムストヴォが 1909 年脱退した最大の理由は、1904 年 7 月 1 日から 1909 年 7 月 1 日までの 5 年間に、

(78) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 1-2, 6-7, 16-17, 48.

(79) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 3-4; Доклад № 30 МГЗУ 1914 года. По жалобам и прошениям. С. 8-9.

(80) Доклад № 30 МГЗУ 1911 года. По жалобам и прошениям. С. 49-51.

(81) Пожарное дело. 1915. № 1. С. 16-18.

(82) Доклад № 18 МГЗУ 1907 года. О мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности и сокращения пожарных убытков, а также об изменениях в правилах добровольного страхования строений и движимости. С. 1-2.

第4表 1917年1月1日におけるモスクワ県ゼムストヴォの契約別ゼムストヴォ相互再保険事業の収支

(単位：ルーブリ)

1904年契約		1912年契約		1913年契約		1914年契約	
建物任意	動産任意	建物任意	動産任意	建物任意	動産任意	建物任意	動産任意
+59,450	+80,182	-14,577	+3,656	+36,606	+2,830	-493	-13,440
1915年契約		1916年契約		総計			
建物任意	動産任意	建物任意	動産任意	建物任意	動産任意		
-14,779	-34,290	-18,755	+10,000	+47,452	+48,938		

出典：Материалы по статистике и организации взаимного земского перестрахования имуществ от огня. Вып. 12. М., 1917.

合計4万3,807ルーブリの損失を被っていたからであった。<sup>(83)</sup>

ところが、1904年契約に基づくゼムストヴォ間の金銭のやりとりは1909年以降も継続されており、1909年7月1日時点の収支は暫定的なものに過ぎなかった。このため、1909年までは赤字であった再保険の収支は、1912年5月15日時点では、大幅な黒字の13万8,159ルーブリを記録していた。これを受けて、1912年にモスクワ県ゼムストヴォ会議はゼムストヴォ再保険への復帰を決定した。<sup>(84)</sup>モスクワ県ゼムストヴォが復帰した1912年契約には13県、1913年契約には16県、1914年契約には<sup>(85)</sup>19県、1915年契約には20県が参加しており、再保険に参加する県数は増加していた。<sup>(87)</sup>このような再保険への参加増加の主な理由は、保険金額は高いものの、出火率が相対的に低い都市部や屋敷地などの農民外身分の建物の積極的誘致によるゼムストヴォ火災保険事業の収支状況の改善にあつた。<sup>(88)</sup>

モスクワ県ゼムストヴォの再保険の収支を契約ごとに見ると、第4表の通りであるが、<sup>(89)</sup>ゼムストヴォ相互再保険はモスクワ県ゼムストヴォ火災保険事業にとってリスク・ヘッジという役割を十分に果たし、他の県ゼムストヴォにおいても同様であった。たとえば、ポドリャ県は1913年7月1日からゼムストヴォ再保険連合に参加したが、これはポドリャ県ゼムストヴォに無制限に保険領

(83) Доклад № 17а МГЗУ 1913 года. Об участии Московского земства во взаимном земском перестраховании имуществ от огня. С. 1-4.

(84) Доклад № 17а МГЗУ 1913 года. Об участии Московского земства во взаимном земском перестраховании имуществ от огня. С. 4-6.

(85) Доклад № 17а МГЗУ 1914 года. Об участии Московского земства во взаимном земском перестраховании имуществ от огня. С. 1-4.

(86) Доклад № 17а МГЗУ 1915 года. По вопросу о взаимном земском перестраховании имуществ от огня. С. 1-3.

(87) ゼムストヴォ相互再保険事業の拡大は、ゼムストヴォ火災保険事業の統合に向けての動きとも同時に行われていた(Земский страховой вестник. 1916. № 20-21. С. 12-26)。

(88) Страховое дело. 1913. № 8. С. 230-231.

(89) ヨーロッパ・ロシア全体の各年のゼムストヴォ再保険事業の詳細な内容は、Материалы по статистике и организации взаимного земского перестрахования имуществ от огня. Вып. 1-12. М., 1907-1917.

域を拡大させ、保険事業の莫大な安定性を与えた。というのも、再保険契約に従って、モスクワ県ゼムストヴォと同様に、ポドリャ県ゼムストヴォは自らの資金で受領した保険金額の半分だけを負担し、さらにはいかなる場合でもポドリャ県ゼムストヴォの責任は個別契約に対して2万ルーブリを超えないことになるからであった。<sup>(90)</sup> 実際に建物任意保険の契約件数において急激な増加が達成された。すなわち、1886～1890年に年平均427件、1891～1895年に年平均414件、1896～1900年に年平均564件、1901～1905年に年平均799件、1906～1912年に年平均628件であったが、1913年2,859件、1914年3,641件、1915年4,969件であった。<sup>(91)</sup>

#### 4.4 保険加入漏れ建物への火災補償

火災補償と関連して最も重要な問題の一つは、強制基本保険の対象でありながら、未加入のままであった建物への対応であった。未加入建物に対して火災補償を行うべきであるかどうかという問題については、ゼムストヴォ火災保険規定第12条に「強制保険対象となるべき建物は、建築完了の時点から保険に加入されたものと見なされる。建築完了の判断は県ゼムストヴォ会議によって定められている基準に従う」とされていたため、強制保険に加入しているかどうかに関係なく火災補償を受けることになっていた。

しかしながら、建物所有者が保険にかけたがっていなかった建物に対しても火災補償を交付しなければならず、第12条の厳密な適用は多くの場合問題となっていた。実際に保険員による建物の全面的再評価の際に農民はほとんど常に彼らに、他に存在している何らかの建物を隠そうとしていたため、建物が10年以上も保険にかけられないまま残されていたこともしばしばであった。このような保険加入漏れは、保険金額がかなり高く、保険加入者を十分に満たしている所できりわけ頻繁であったが、保険加入者は建物の建直しのために十分な金額をそれ以上保険にかけなくとも火事発生後受け取れることを知っていた。<sup>(92)</sup>

そのため、この規定はゼムストヴォ火災保険の管轄機関であるゼムストヴォ参事会と保険加入者との間に多くの諍いをもたらし、<sup>(93)</sup> 実際にこの問題に対するゼムストヴォ側の対応は一樣ではなかった。多くのゼムストヴォは故意の保険加入漏れからの損害を防ごうとし、保険加入漏れが所有者の故意によるものでない時、保険未加入状態が建築から一定期間以上継続していない時にだけ火災補償を交付していた。たとえば、サラトフ県、エカテリノスラフ県、ミンスク県、カザン県ゼムストヴォは保険加入漏れ建物に対して火災補償を一切行っていなかったが、トヴェーリ県とプスコフ県

---

(90) Страховое дело. 1916. № 20. С. 575–579.

(91) Страховое дело. 1916. № 19. С. 541–545.

(92) Страховое дело. 1913. № 15. С. 462–463.

(93) Материалы по пересмотру положения о взаимном земском страховании. СПб., 1910. С. 22–23.



では保険未加入状態継続期間が1年未満、ヴォロネシ県では10ヵ月未満、サラトフ県では2ヵ月未満である場合にだけ火災補償を行っていた。ポドリャ県、キエフ県、ヴィテブスク県ゼムストヴォは保険金額の2分の1だけを支払っていた。一方、タヴリダ県、ポルタヴァ県、チェルニゴフ県、クルスク県、ヘルソン県、ベッサラビア県、モスクワ県、ニズノヴゴロド県、ウファ県、モギリョフ県、シムビルスク県、リャザン県、タムボフ県、ヴラジミル県、オロネツ県、ベルミ県、ヴォロゴダ県、ペテルブルグ県、ヴァートカ県のような多くの県ゼムストヴォは保険加入漏れ建物に対して無条件に火災補償を行い、その際に保険金から建物の建築から経過した期間の保険料だけを控除<sup>(94)</sup>していた。

## 5 保険員

モスクワ県における保険評価および契約などの保険関連業務は、1900年の県ゼムストヴォ会議の決定によって下級保険員（*младший страховой агент*）が導入されるまでは、各郡1人の保険員と郷役場によって担われていたが<sup>(95)</sup>、モスクワ県ゼムストヴォの保険事業の積極的拡大路線に従って、1901年から全郡に下級保険員制度が導入され、従来の郡保険員は上級保険員となった。1901年11月1日時点での下級保険員の内訳を見ると、教師が74名で最も多く、郷書記が12名、聖職者が12名、その他ゼムストヴォ病院の準医師、郡参事会の事務職員、元教師、農民、消防隊長などが22名<sup>(96)</sup>であった。第5表に見られるように、地区保険員制の拡大と同時に下級保険員数は減少し、地区保険員制度が全面的に導入される1912年に最終的に廃止された<sup>(97)</sup>。

様々な業務を抱えていた上級保険員とは異なって、下級保険員の任務は保険契約の勧誘だけであった。下級保険員の保険勧誘活動は、収益性がとりわけ高い建物任意保険に集中し、これによって1901年以降建物任意保険の加入者数は著しい増加を示した<sup>(98)</sup>。しかしながら、下級保険員制度は様々な限

(94) Страховое дело. 1913. № 15. С. 462–464.

(95) Доклад № 17 МГЗУ 1907 года. По вопросу о реформе в постановке страховой агентуры. С. 1–2. ヨーロッパ・ロシアのゼムストヴォ諸県における保険員制の導入と拡大状況については、Страховое дело. 1917. № 5–6. С. 101–105.

(96) Доклад № 19 МГЗУ 1901 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по страховой части и по текущим делам. С. 1–5. 最終的になくなるまで類似した構成であった（Доклад № 19 МГЗУ 1904 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по пожарно-страховой части и по текущим делам. С. 1–5; Доклад № 17 МГЗУ 1907 года. По вопросу о реформе в постановке страховой агентуры. С. 3–7）。

(97) Доклад № 17 МГЗУ 1913 года. По вопросу о пересмотре сети учасковой страховой агентуры и по текущим делам. С. 3–5.

(98) Доклад № 17 МГЗУ 1907 года. По вопросу о реформе в постановке страховой агентуры. С. 2–3.

第5表 保険員制度の変更

(単位：人)

年	1901年11月 <sup>1</sup>	1902年3月	1903年10月 <sup>2</sup>	1907年1月	1907年8月 <sup>3</sup>	1908年8月
下級保険員	120	133	149	Na.	125	109
上級保険員	13	13	13	13	14	12
地区保険員	-	-	-	-	-	6

  

	1909年9月	1910年12月	1911年末	1912年11月 <sup>4</sup>	1914年6月 <sup>5</sup>	1915年末 <sup>6</sup>
下級保険員	109	79	32	0	0	0
上級保険員	12	12	6	0	0	0
地区保険員	7	13	37	51	59	60

- 出典：1. Доклад № 19 МГЗУ 1901 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по страховой части и по текущим делам. С. 1-5.  
 2. Доклад № 19 МГЗУ 1904 года. По поручениям губернского земского собрания, по ходатайствам уездных земств по пожарно-страховой части и по текущим делам. С. 1-5.  
 3. Доклад № 17 МГЗУ 1907 года. По вопросу о реформе в постановке страховой агентуры. С. 5-7.  
 4. Доклад № 17 МГЗУ 1913 года. По вопросу о пересмотре сети учасковой страховой агентуры и по текущим делам. С. 1-5.  
 5. Доклад № 17 МГЗУ 1914 года. О страховой агентуре. С. 1-3.  
 6. Доклад № 17 МГЗУ 1915 года. О страховой агентуре. С. 1-3.

界を有していた。まず、下級保険員は他の本業に従事しており、遂行できる任務は保険契約の締結だけであったため、その他の保険・防災関連業務を1人で遂行しなければならない上級保険員の負担をそれほど減らしたわけではないという点である。より深刻な問題点は、下級保険員は建物評価の知識を有していなかったため、高い評価を望む建物所有者の要求に従って保険価額評価を行っており、また給与は支払われた保険料の1割以外には与えられなかったため、保険価額の過大評価と出火件数の増加を招き、莫大な継続的赤字の原因となっていたと指摘されたことであった。

1907年の県ゼムストヴォ定例会議は地区保険員を導入することを決定した。<sup>(99)</sup> 地区保険員は、それまでの上級保険員と同様の職務を果たし、専業でその職にあたることとされ、またその給与体系(基本給+勤続手当)も上級保険員と同様とされた。地区保険員はモスクワ郡に1908年下半期の試験的導入の成功の後、<sup>(100)</sup> 地区保険員1人当たり3,000ないし3,500戸を上限とするネットワークに従って漸次的に拡大されていった。

一方、農民経営の新規保険契約と契約更新は郷役場が主として担っていたが、保険対象物の過大評価と出火件数の急増の元凶として注目され、<sup>(101)</sup> モスクワ県ゼムストヴォでは1912年3月8日付緊急

(99) Доклад № 17 МГЗУ 1907 года. По вопросу о реформе в постановке страховой агентуры. С. 19-20.

(100) Доклад № 18 МГЗУ 1909 года. О постановке страхового дела, о некоторых мерах, принятых управой в целях уменьшения пожарности, и о страховой агентуре. С. 20-28.

(101) すでにトヴェーリ県、バッサラビア県、リャザン県においては評価事業から郷役場の完全排除が行われ、その結果、出火件数が著しく減少していた(Доклад № 17 МГЗУ 1910 года. О реформе в постановке страховой агентуры. С. 1-23)

会議の決定によって、強制基本保険と追加保険に関するすべての評価事業から郷役場は完全に排除され、実質的にすべての評価業務は地区保険員に一元化されたのである。<sup>(102)</sup>

郷役場の保険契約業務からの排除については、1913年にクリン郡ゼムストヴォ定例会議<sup>(103)</sup>、1914年に3つの郷スホード<sup>(104)</sup>、1915年にクリン郡ゼムストヴォ会議から撤回を求める訴えが県ゼムストヴォ参事会に寄せられた<sup>(105)</sup>。いずれも地区保険員制の導入によって郷役場の役割が著しく縮小されたこと、地区保険員が遠方におり、管轄地域が広すぎるため対応が遅れていることを理由として、郷役場に強制基本保険と追加保険の保険価格500ルーブリ未満の契約締結と保険価額評価の権利を与えるよう訴えていた。県ゼムストヴォ参事会はこれらの訴えを却下すると同時に、第5表に見られるように、地区保険員制のさらなる拡大を決定した<sup>(106)</sup>。

ところで、1901年からの保険員組織の拡大と同時に、保険管理部と保険員の給与などの保険管理組織の維持費<sup>(107)</sup>は著しい増加を示した。すなわち、地区保険員制が導入された1909年の保険金以外の支出は25万987ルーブリ、1910年に24万4,943ルーブリ、1911年に27万2,887ルーブリ、地区保険員が本格的に拡充された1912年には31万7,358ルーブリ<sup>(108)</sup>、1913年に37万973ルーブリ、1914年に38万129ルーブリ、1915年に42万8,377ルーブリであった<sup>(109)</sup>。このような多額の保険組織維持費はゼムストヴォ火災保険の収支状況に少なからぬ影響を及ぼしていた。

## 6 収支

各保険の収支状況は、保険料収入－火災補償金（保険金）－保険組織の維持費－保険契約に関す

---

(102) Доклад № 17 МГЗУ 1911 года. О постановке страховой агентуры. С. 14-24; Доклад № 17 МГЗУ 1913 года. По вопросу о пересмотре сети участковой страховой агентуры и по текущим делам. С. 1-11. 1912年7月31日付モスクワ県ゼムストヴォ参事会会議によって承認された地区保険員制のネットワークと各地区の詳細な状況については、Сеть участковых агентов земского страхования в Московской губернии, утвержденная Московской губернской земской управой в заседании 31 июля 1912 года. М., 1912. С. 1-87.

(103) Доклад № 17 МГЗУ 1913 года. По вопросу о пересмотре сети участковой страховой агентуры и по текущим делам. С. 12-15.

(104) Доклад № 17 МГЗУ 1914 года. О страховой агентуре. С. 8-9.

(105) Доклад № 17 МГЗУ 1915 года. О страховой агентуре. С. 11-12.

(106) Доклад № 17 МГЗУ 1915 года. О страховой агентуре. С. 12-13.

(107) ヨーロッパ・ロシアのゼムストヴォ39県における基本給、出張費、社宅、成果給と勤続給などの保険員に対する待遇の具体的条件については、1907年現在は Страхование дело. 1908. № 6. С. 203-206, 1912年現在は Страхование дело. 1913. № 14. С. 418-423.

(108) Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1912 год. М., 1913. С. 10.

(109) Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1915 год. М., 1917. С. 13.

る郷役場や保険員への奨励金－保険料徴収に関する郷役場と収税人への奨励金，という式から計算されるが，1867年から1916年までの動向は，第6表の通りである。

まず，強制基本保険について見ると，1867年から1889年までの23年の間に黒字の年は16年と多かったが，赤字の年も7年と少なくなく，黒字が10万ループリを超えた年は1888年だけで，5万ループリを超えた年も3年だけであった。ところが，保険金額算定基準の引き下げが行われた1893年から1904年までの12年は，1897年を除いたすべての年が黒字で，10万ループリを超えた年が2年，5万ループリ以上の年は9年と，以前の時期とは対照的であった。第2表に見られるように，1903年には，1902年の改定基準額と追加保険の全県一律基準が適用され，出火件数が増大し始めたものの，保険料収入が2倍近く増加したため，火災補償額の増加分を相殺することができた。1906年から1911年までは，出火件数の急増に伴い大幅な赤字を記録したものの，1912年から1917年までは，特に1914年後半からの第一次世界大戦期には，出火件数の急減により大幅な黒字を示した。次に，追加保険の収支状況について見れば，第2表に示したように保険料収入が著しく増えたにもかかわらず，火災件数が急増したために，1905年から1911年まで赤字が続いていた。また上述したように，この赤字のもう一つの原因は保険事務諸経費の増大であった。

さらに，建物任意保険は1878年から1903年までの25年間一貫して黒字であったが，1904年から1911年までは強制基本保険や追加保険と同様に，保険料収入を超える火災補償金と保険員への支払いのため，大幅な赤字となった。このように，赤字になった主な理由は火災発生件数の増加によって火災補償額が上昇したのに対して，保険加入者数の停滞により保険料収入が横ばいであったことであるが，もう一つの重要な理由は，追加保険の場合と同様に，下級・地区保険員への支払いの増加に伴う保険関連諸経費支出が20万ループリをはるかに超えたためであった。その後の1912年と1913年には黒字に転じるが，これは，火災発生件数の減少に伴い火災補償額が著しく減少したことの結果であった。火災発生件数が減少した主な理由は，追加保険における保険料算定基準に郷別基準が導入されたこと，火災保険の評価事業から郷役場を完全に排除し地区保険員のみによる評価事業を実施したことであった。さらに，第一次世界大戦により建築資材価格と労働者の賃金が急騰したために出火件数が劇的に減少することになった1914年から1917年についても，建物任意保険は大きな黒字を記録した。

## 7 準備金 (запасный капитал)

準備金の積立は，ゼムストヴォ火災保険規定によって義務付けられており，その主な用途は緊急的対策と防災事業などであった。各保険の準備金の動向は，第6表に示した通りである。まず，強制基本保険の積立準備金は，保険料と準備金の銀行利子から，火災補償金と保険組織の維持費を差し引いた額に，前年度の準備金と保険料の滞納金を加えた額となる。注目に値するのは，①1867年

第6表 モスクワ県ゼムストヴォ火災保険の収支と準備金の動向

年	収支 <sup>1</sup>				準備金（年末ストック）		
	強制基本	追加	建物任意	動産任意	強制基本保険 <sup>2</sup>		
					資産	滞納金	計
1867-68	+25,546		+25,546		39,000	11,000	50,000
1869-76	+12,758		-2,031		155,000	52,000	207,000
1877-83	-7,611		+32,147		313,000	285,000	598,000
1884-94	+27,050	-2,236	+58,368		373,000	691,000	1,064,000
1895	+98,580	+21,347	+94,638		466,000	699,000	1,165,000
1896	+98,863	+13,043	+129,379	+1,378	558,921	704,555	1,263,476
1897	+22,030	-11,038	+59,437	-5,056	564,359	699,783	1,244,798
1898	+94,720	+160,052	+136,709	+3,095	666,366	702,485	1,344,825
1899	+63,052	+37,939	+119,897	+2,690	770,852	698,660	1,469,512
1900	+85,642	+46,265	+209,680	+2,263	874,066	683,910	1,557,976
1901	+38,594	+19,316	+164,445	+2,362	954,457	678,573	1,633,030
1902	+75,086	+34,464	+111,836	-621	1,057,763	685,295	1,743,058
1903	+6,951	-24,631	+53,636	-6,874	1,137,144	676,283	1,813,427
1904	+105,348	+51,986	-34,566	-2,642	1,249,353	551,772	1,801,125
1905	+19,451	-51,178	-190,633	-7,586	1,339,451	566,471	1,905,922
1906	-32,877	-107,522	-156,258	-20,208	1,329,548	591,452	1,921,000
1907	-5,995	-43,063	-136,894	-25,989	1,357,787	610,113	1,967,900
1908	-7,109	-86,692	-97,333	-27,501	1,385,522	631,473	2,016,995
1909	-56,046	-166,723	-87,809	-29,946	1,376,810	639,316	2,016,126
1910	-123,738	-151,230	-1,869	-8,664	1,318,851	625,499	1,944,350
1911	-60,145	-42,422	-27,670	-27,693	1,318,284	616,594	1,934,878
1912	+20,644	+64,460	+93,518	+7,901	1,396,830	608,474	2,005,304
1913	+13,895	+93,583	+95,080	-12,069	1,478,179	597,923	2,076,102
1914	+81,929	+251,811	+30,774	-17,885	1,630,709	580,102	2,210,810
1915	+161,869	+364,869	+98,939	+33,572	1,888,897	557,171	2,446,068
1916	Na.	Na.	+237,702	+141,142	Na.	Na.	Na.

- 出典：1. モスクワ県ゼムストヴォ火災保険事業の収支の1867-1889年における推移は、Руднев С. Ф. Обзор двадцатипятилетней деятельности Московского земства. 1865-1890. Взаимное земское страхование строений от огня. М., 1892. С. 26, 同じく1884-1915年は、Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1884-1915 годы. М., 1884-1917. 各年から作成。
2. 強制基本保険と追加保険の準備金の1867-1895年の推移は、Сборник статистических сведений по губернскому и земскому взаимному страхованию 1866-1895 г. Часть 1. Таблицы, Спб., 1900, 1896-1915年は、Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1896-1915 годы. М., 1897-1917. 各年から作成。
3. 建物任意保険の準備金の1869-1878年の推移は、Доклад МГЗУ по взаимном земском страховании строений от огня 1871-1878 各年, 1879-1915年は Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1879-1915 годы. М., 1880-1917. 各年から作成。

準備金（年末ストック）				ゼムスト ヴォへの 貸出 <sup>4</sup>	ゼムストヴォ税		防災事業 <sup>7</sup>
追加保険 <sup>2</sup>	建物任意 保険 <sup>3</sup>	動産任意 保険	計		全体 総額 <sup>5</sup>	農民 <sup>5</sup>	
基本保険	Na.		Na.	Na.	Na.	Na.	Na.
	Na.		Na.	Na.	Na.	Na.	1,785
一時廃止	195,207		793,207	Na.	Na.	Na.	11,217
	862,082		1,926,082	Na.	Na.	256,678	13,066
	969,627		2,134,627	0	936,685	268,105	17,039
基本保険 に合算	1,118,846	建物任 意保険 に合算	2,382,322	0	956,192	276,423	年平均 41,752
	1,184,819		2,429,617	0	993,305	292,799	
	1,331,968		2,676,793	0	1,086,135	315,988	
	1,296,621		2,766,133	0	1,074,985	305,549	
70,304	1,653,906	4,369	3,286,554	155,000	Na.	304,000	
93,814	1,793,139	6,728	3,526,711	344,923	1,409,400	328,000	127,694
131,153	1,865,702	6,063	3,745,976	520,000	1,476,800	330,100	145,276
112,620	1,991,718	-905	3,916,860	689,000	1,612,500	350,900	217,971
160,362	1,950,011	-3,506	3,907,992	1,300,000	1,680,300	361,000	240,213
113,603	1,799,692	-11,299	3,807,918	1,449,987	1,744,900	379,200	221,512
-13,977	1,668,979	-32,029	3,731,497	1,379,174	1,901,400	401,300	111,151
-52,596	1,612,402	-57,864	3,469,843	1,775,256	2,252,500	587,000	86,955
-138,163	1,553,368	-71,780	3,360,420	1,667,995	2,455,800	580,900	49,844
-311,515	1,629,667	-79,114	3,255,164	1,580,199	2,553,300	593,100	68,859
-474,635	1,716,597	-82,999	3,103,314	1,601,496	2,762,700	625,700	61,339
-527,298	1,747,295	-112,787	3,042,088	1,463,559	2,946,100	643,300	62,078
-478,346	1,904,949	-102,606	3,329,301	1,517,299	3,118,400	697,500	68,145
-387,052	2,037,031	-118,998	3,607,083	1,265,924	Na.	706,844 <sup>6</sup>	75,604
-139,771	2,092,648	-148,469	4,015,218	1,081,720	Na.	800,314 <sup>6</sup>	87,170
232,407	2,337,127	-90,278	4,925,324	1,531,602	Na.	Na.	75,665
Na.	Na.	Na.	Na.	Na.	Na.	Na.	Na.

4. ゼムストヴォへの貸出金の1891-1915年間の推移は、Отчет МГЗУ по взаимному страхованию от огня строений и движимости за 1891-1915 годы. М., 1892-1917. 各年から作成。
5. モスクワ県のゼムストヴォ税総額と農民からのゼムストヴォ税の1891-1912年の推移は、Свод сведений о поступлении и взимании казенных, земских и общественных окладных сборов за 1891-1913 годы. 1898-1917. 各年から作成。
6. 1913-1914年の農民ゼムストヴォ税は、Статистический ежегодник Московской губернии за 1914 и 1915 годы. Часть 2. М., 1915-1916. 各年から作成。
7. 防災事業の1867-1911年までの推移は Доклад № 166 МГЗУ 1912 года. О противопожарных мерах, 1912年は Доклад № 16 МГЗУ 1914 года. Отчетность, текущие дела и ходатайства по противопожарным мероприятиям, С. 1, 1913-1914年は Доклад № 16 МГЗУ 1915 года. По противопожарным мероприятиям. Денежная отчетность за 1914 год. С. 1-2, 1915年は Доклад № 16 МГЗУ 1916 года. По противопожарным мероприятиям. Денежная отчетность за 1915 год. С. 1-2.

から 1915 年までの間にほぼ持続的に増加したこと、② 1893 年保険金額の引き下げによる持続的黒字のために準備金が著しく増加したこと、③ 1906 年から 1911 年までは、保険事業は赤字であったにもかかわらず、赤字の相当な部分が準備金の利子によってまかなわれたため、準備金は 7 年間でわずか 1 万 1,264 ループリしか減少しなかったことなどである。1867 年から 1915 年までのほぼ半世紀で準備金は 244 万 6,068 ループリ（うちおよそ 4 分の 1 は保険料の滞納金）に達していた。

ゼムストヴォ火災保険で準備金の規模が最も大きいのは建物任意保険である。建物任意保険は発足当時からはほぼ毎年黒字を記録し、1900 年代前半まで準備金は急速な増加を示した。準備金のストックは 1904 年 1 月 1 日には 199 万 1,718 ループリとなっていた。1903 年から 1912 年までの出火件数の急増による多額の事業赤字のため、準備金は一時減少したものの、1915 年には 209 万 2,648 ループリへと再び増加した。ここでも準備金の利子によって事業赤字のかなりの部分がまかなわれていた。

強制基本保険や建物任意保険とは異なり、追加保険の準備金は、1906 年以降持続的赤字を記録していた。追加保険の場合を見ると、1906 年から準備金がなくなり、1915 年まで基本保険や建物任意保険の準備金、国家銀行、県ゼムストヴォ運用資金などからの借入によって損失をまかっていたが、1916 年によく 23 万 2,407 ループリの黒字となった。動産任意保険は追加保険と同様に、毎年持続的赤字を記録していたため、準備金は全く存在しておらず、年々赤字額が増大していた。<sup>(110)</sup>

すべての保険の準備金を合計すると、その全額は 1904 年と 1905 年におよそ 390 万ループリに達していた。その後出火件数の急増に伴い漸次的に減少し、1912 年に 304 万 2,088 ループリとなったものの、依然として 300 万ループリ以上を維持し、1913 年以降は出火件数が減少したため回復を示し、1916 年には 492 万 5,324 ループリに達した。このような多額の準備金はモスクワ県だけでなく、ヨーロッパ・ロシアのすべての県ゼムストヴォにおいても共通に見られたものであった。<sup>(111)</sup>

一方、モスクワ県ゼムストヴォ火災保険の準備金の名目的内訳を見ると、強制基本保険は主に有価証券と滞納金からなっているのに対して、建物任意保険は有価証券と貸出金からなっていた。ここで注目に値することは、貸出金の大半は県・郡ゼムストヴォを対象としていたことと、第 6 表に見られるように、1900 年に 15 万 5,000 ループリであったが、1905 年には 145 万ループリへとほぼ 10 倍の増加を記録し、20 世紀初頭における保険事業は継続的に赤字であったにもかかわらず、1905 年から 1915 年まで 150 万ループリ前後を推移し、準備金総額から強制基本保険の滞納金を除いた準備金のおよそ 6~7 割を占めつづけていた。このことは、他の県ゼムストヴォについても共通して指摘されていた。<sup>(112)</sup> 県・郡ゼムストヴォへの貸出の総額は、1910 年には、モスクワ県農民から徴収さ

---

(110) 動産任意保険と家畜保険もゼムストヴォが建物火災保険と同様に力を入れていた保険事業であるが、これらの保険事業の実態については、稿を改めて検討する。

(111) Земский страховой вестник. 1917. № 24. С. 4-5; Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 142-145.

(112) Земский страховой вестник. 1917. № 11-12. С. 58-59.

れていたゼムストヴォ税収額の3倍近くとなり、農民以外の身分の者からも徴収される全ゼムストヴォ税収額のおよそ6割に達していた。このことは、ゼムストヴォ火災保険の準備金からの貸出が20世紀初頭のモスクワ県ゼムストヴォの活動に占める資金源としてどれだけ大きな意味を有していたかを物語るものである。ところで、準備金からゼムストヴォ一般事業への貸付は基本的に1年未満の短期貸付が大半を占めていた。<sup>(113)</sup>

それに対して、火災抑制手段である防災事業への支出が準備金の支出の中で占める割合は、第6表に見られるように、全体的にほんのわずかに過ぎなかった。<sup>(114)</sup> 実際には、大半の県ゼムストヴォに共通に見られた防災事業への支出への消極的対応の主な理由の一つとして、防災事業が保険準備金の拡大を妨げるとの危惧が存在していた。さらに、ゼムストヴォ関係者は準備金をゼムストヴォの他の事業のための資金源と見なしていた。たとえば、ペテルブルグ県ゼムストヴォ議員ホルディンは、議員らが保険問題と保険事業の拡大に一層関心を寄せるべき理由として、保険準備金が増加しなければ、ゼムストヴォは病院の建設やコレラとの闘いなどの様々な用途のための資金を手に入れることができないことを挙げていた。さらに、同県の参事会員アラドフは、ここ20年間準備金が2倍以上増えた状況を指摘しながら、「正確に言えば、実際にゼムストヴォ保険事業のすべての課題は準備金の蓄積だけにあり、住民のために保険をできるだけ安くするとか、住民が保険に加入しやすくすることにあるわけではない」とさえ述べている。<sup>(115)</sup>

ところで、県ゼムストヴォ火災保険事業を統括する県ゼムストヴォ参事会のメンバーと県ゼムストヴォ会議の代議士(земские гласные)の大半は農民ではなく地主であったが、彼らが所有する建物やゼムストヴォ関連建物のほとんどは民間の火災保険会社の保険に加入していた。そのため多くの場合、彼らにとって最も重要なのは、ゼムストヴォ一般事業の主な資金源としての準備金のストックであり、通常火災保険問題はゼムストヴォ会議の終盤に一まとめにして検討され、わずか10分間に数百万ルーブリの支出が決められていた。<sup>(116)</sup>

## 8 第一次世界大戦と1917年ロシア革命期

第一次世界大戦と1917年ロシア革命期で最も注目に値することは、火災発生件数が急速に減少したことである。この主な理由は建築資材の価格と建築労働者の賃金が急騰し、建物を新築するため

(113) Страхование дело. 1914. № 4. С. 122–126; Земский страховой вестник. 1918. № 9–10. С. 144.

(114) 19世紀後半から20世紀初頭のロシア農村社会におけるゼムストヴォの防災事業の実態については、崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会におけるゼムストヴォ防災事業：村計画・農民消防隊・耐火建材・消火設備・保育園・植木」『20世紀ロシアの農村世界(近刊)』所収を参照されたい。

(115) Земский страховой вестник. 1917. № 11–12. С. 58–59.

(116) Земский страховой вестник. 1917. № 11–12. С. 58–59.



の費用が被災時に受領し得る保険金をはるかに上回ったためであった。<sup>(117)</sup>火災発生件数の激減に伴い、第2表に見られるように、火災補償額も減少した。

それに対して、1人当たりの平均保険料は以前の時期に比べてほとんど変化がなかったため、モスクワ州ゼムストヴォの火災保険事業の収支は、1905年から1911年までの大幅な赤字から脱し、1914年には34万6,629ルーブリ、1915年には65万9,249ルーブリ、1917年には44万9,510ルーブリの黒字へと転換した。このような大幅な黒字によってゼムストヴォ火災保険事業の準備金はさらに増加した。その額を確認すると、1911年に304万2,088ルーブリ、1915年に492万5,324ルーブリと、1911年の1.6倍の規模となった。このようなゼムストヴォ火災保険事業の多額の黒字と準備金の増加は、ヨーロッパ・ロシアのすべての県で共通するものであった。<sup>(118)</sup>

ゼムストヴォ保険連合(земский страховой союз)によって1917年末に行われたアンケート調査によれば、帝政ロシア政府が崩壊した2月革命以降において最も注目に値する変化は、保険対象建物の評価・再評価の際の農民からの主張や要求が著しく強まり、保険員は農民の主張する保険価額を迫認することが多くなったことである。建築資材と建設労働者賃金の高騰にもかかわらず、1917年2月革命まで保険価額が引き上げられることはほとんどなかったが、帝政ロシア政府の崩壊以降に状況は一変し、すべての県において保険価額と保険金額は大幅に引き上げられることになった。<sup>(119)</sup>一方、ゼムストヴォ税の滞納は続いていたものの、火災保険の保険料は順調に納入され続け、また保険員への対応も従来と変わっていなかったことが、ほとんどの県ゼムストヴォから報告された。<sup>(120)</sup>

1917年における保険料の納入状況はすべての保険形態において以前の時期の水準をはるかに上回っていた。たとえば、トヴェーリ県における1~8月までの強制保険の保険料収入は、1915年に184万7,168ルーブリ、1916年に203万4,240ルーブリであったが、1917年には259万8,309ルーブリとなった。また、建物任意保険でも、それぞれ18万8,232ルーブリ、19万6,956ルーブリであったが、23万6,211ルーブリとなり、動産任意保険でも10万6,628ルーブリ、15万638ルーブリであったが、25万1,086ルーブリと増加した。<sup>(121)</sup>このように、トヴェーリ県のゼムストヴォ火災保険事

(117) 崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ州を中心として」『歴史と経済』、第210号、27-28頁。

(118) たとえば、ベンザ県(Земский страховой вестник. 1918. № 5-6. С. 100-102)、サラトフ県(Земский страховой вестник. 1918. № 4. С. 23-31)、ウファ県(Земский страховой вестник. 1917. № 7-8. С. 113-117)、エカテリノスラフ県(Земский страховой вестник. 1917. № 19-21. С. 88-95)、トヴェーリ県(Земский страховой вестник. 1917. № 7-8. С. 144-145)、カザン県(Земский страховой вестник. 1918. № 5-6. С. 103-104)、スモレンスク県(Земский страховой вестник. 1917. № 24. С. 53-54)、チェルニゴフ県とサラトフ県(Земский страховой вестник. 1917. № 7-8. С. 147-151; Земский страховой вестник. 1917. № 19-21. С. 96-97)で見ることができる。

(119) Земский страховой вестник. 1917. № 1-2. С. 64-66.

(120) Земский страховой вестник. 1917. № 1-2. С. 62-63.

(121) Земский страховой вестник. 1918. № 4. С. 66-68.

業は1917年にも大幅な黒字であったが、カザン県においても同様の状況が見られた。<sup>(122)</sup> コストロマ県からも強制基本保険料の納入が1916年より順調であり、追加保険が増加したと悪質な火事が全くなくなったことが報告された。<sup>(123)</sup>

1918年5月18日付の元県ゼムストヴォ保険部長宛のアンケート調査によれば、ゼムストヴォの廃止に先立つ行政機関のソヴィエトへの移管は、アンケート調査対象の20県においては、1917年10月から1918年2月にかけて行われたが、それによるゼムストヴォ火災保険組織の本質的な変化は生じなかった。保険の受付、消火などの保険業務の規則はすべての県において従来のものが維持された。<sup>(124)</sup>

次に、一般ゼムストヴォ税の滞納は1917年後半から増加したが、保険料の納入状況は多くの場合、ゼムストヴォ税の納税状況と比較すれば良好であった。ヴラジミル県、ヴォログダ県、カルーガ県、モスクワ県、ノヴゴロド県、オロネツ県、リャザン県、ヤロスラヴリ県の8県において保険料の納入は順調か良好であった。これに対して他の13県における納入状況はそれほど良好ではない場合もあった。納入状況が劣っていた理由としては、保険料の徴収事業を行う組織が現地に存在しないこと、収税人が保険料を納めるべき機関が不明瞭であったこと、住民が保険料を新権力の手に渡すことを好まなかったこと、保険料を徴収した者が何らかの理由でその保険料を農民に払い戻してしまったことが挙げられた。<sup>(125)</sup> さらに、保険事業の規模は、多くの県において、保険価額と保険金額のさらなる大幅な引き上げを背景に拡大していた。これに対して、オリョール県、リャザン県、タムボフ県、トヴェーリ県、ウファ県などにおいては、農民外身分が加入する建物任意保険について、保険件数と保険料納入額の減少が見られた。その主な理由は、革命の状況の下で屋敷の建物が破壊されたこと、保険管理組織が火災発生の急増を恐れて保険契約の締結や更新を控えていたこと、建物所有者が火災発生の際の保険金受領について確信をもつことができず契約更新を行わなかったことであった。しかし、農民外身分をも対象とする建物任意保険と異なり、これらの県においても農民のみを対象とした追加保険は著しい拡大を示していた。<sup>(126)</sup>

一方、保険事業は拡大しつつあったものの、保険事業の資金繰りは逼迫していた。というのも、保険事業には莫大な準備金が存在していたものの、その大部分はゼムストヴォに貸し付けられており、現金が不足していたからである。他方、ゼムストヴォ自体の財政状況も、一般ゼムストヴォ税の滞納の増加に伴い、深刻な危機的状況に陥っており、ゼムストヴォ火災保険の準備金からの借入を頼らざるを得ない状況にあった。しかしながら、このような火災保険事業から一般財政への資金移転

---

(122) Земский страховой вестник. 1918. № 5-6. С. 104-106.

(123) Страховое дело. 1917. № 9-10. С. 169-170.

(124) Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 138-141.

(125) Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 120-126.

(126) Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 135-136.

が存在したために、この時期においても、大半の県（13 県）ではゼムストヴォ活動の縮小も個別組織の廃止も見られなかった。これらのうち 4 県（ヴラジミル県、コストロマ県、シムビルスク県、スモレンスク県）ではむしろ教育・医療などの主要活動領域は拡大を見せていた。ゼムストヴォ活動の縮小と組織の廃止が報告されたのは、モスクワ県、リャザン県などの 6 県についてのみであった。<sup>(127)</sup>

#### むすびに

モスクワ県ゼムストヴォの火災保険事業は、一方で農民経営の保護を目的とする公益事業としての側面と、他方で保険事業そのものの継続のための財政健全化と、ゼムストヴォ諸事業の資金の確保を行わねばならないという側面の二重性を有していた。保険金額算定基準の数度にわたる改定など、モスクワ県におけるゼムストヴォ火災保険に見られた、1867 年の導入以降 1917 年まで半世紀間の一連の保険政策の変更は、このような二重性の下で行われたものであった。しかし、20 世紀初頭のモスクワ県ゼムストヴォは他の多くの県ゼムストヴォと同様に後者、すなわち収益性の追求とゼムストヴォ資金確保のための保険事業という側面に重点を置いていた。1903 年連帯責任制の廃止前に形成された滞納金の最後までの取立て、保険対象物の徹底した再評価と保険金額の引き下げ、出火率の高い保険契約の解除、契約期間中の再評価に基づく一方的契約内容変更、保険金支払い時における元の契約の無視と再評価による新たな保険金額への変更と強制的適用、防災事業に対する消極的対応と多額の準備金のゼムストヴォ一般会計への貸付などが行われていた。総じて、モスクワ県ゼムストヴォ火災保険事業は 19 世紀後半からの持続的出火件数の増加ととりわけ 20 世紀初頭における出火件数の爆発的な急増、保険対象物の過大評価、それに伴う火災補償金の急増、保険管理組織の拡大に伴う維持費の急増などの様々な厳しい状況の下にもかかわらず、結果的には膨大な金額の準備金を積み立てることが可能であったことから見られるように、財政健全化とゼムストヴォ資金の確保という収益性の追求の面においてはかなりの成功を収めていた。

一方、農民は農奴解放以前から始まる相互扶助原則に基づく火災保険制度に対して積極的に参加し、農奴解放後のゼムストヴォ火災保険制度に対しても積極的対応を示していた。火災保険制度の発足時から一貫していたのは、農民からなる郷役場と保険員とによる保険対象物の過大評価という特殊な状況が、広範囲にわたって見られたということである。その状況の下で大半の農民は火災保険に火事発生の際に火災補償として多額の保険金を期待できたため、保険料負担が少ない強制基本保険だけでなく保険料の負担が非常に高くなるが、期待される保険金が多くなる追加保険または建物任意保険にも積極的に加入していた。それには 1905 年農民反乱後にストルイピン農業改革と同時に、それまで農民経営に最も大きな租税負担となっていた償却金の 1906 年半額への減額と 1907 年

---

(127) Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 122-125.

以降全面的廃止によって農民経営の租税負担が2分の1ないし3分の1も減少し、相対的な経済的余裕ができたことも大きく作用していた。実際に広範囲に見られていた保険対象物の過大評価の下で追加保険と建物任意保険加入農民はしばしば時価額をはるかに上回る多額の保険金を受け取ることができた。そのため、ゼムストヴォ火災保険は農民に決して重荷とはならず、むしろ肯定的に受け止められていた。その意味で、ゼムストヴォ火災保険はゼムストヴォにとっても保険加入農民にとっても好都合な事業であり続けていた。

ゼムストヴォ火災保険事業は第一次世界大戦の勃発によって新たな局面を迎えた。すなわち、戦時中の建築財と建築労働者賃金が急騰していく中で逆に保険価格は凍結され、再評価によって引き下げられて、もはや多額の保険金を期待できなくなったため、出火件数は激減し、保険事業は再び大規模な黒字に転換した。1917年2月以降のロシア革命期においても同様に火災発生の激減と大規模な黒字を示し、準備金も著しく増加した。ゼムストヴォ火災保険事業により形成された莫大な準備金は、ゼムストヴォだけでなくロシア政府内部にも火災保険事業の一元化の議論を巻き起こした。すでに第一次世界大戦以前にゼムストヴォによって、農民社会における出火件数の抑制と準備金のさらなる増加を目的として、民間の火災保険会社に対する規制とゼムストヴォへの保険事業の一元化を行うための法案が国家ドゥーマに提出されていたが<sup>(128)</sup>、戦時中には農村部だけでなく都市部と民間の火災保険会社も含めたすべての火災保険事業を国家へ一元化すべきであるとの議論が政府主導で展開された<sup>(129)</sup>。この議論は、ゼムストヴォへ保険事業を一元化すべきであるという意見や<sup>(130)</sup>、民間の火災保険会社の現状を維持すべきであるという反対にぶつかり<sup>(131)</sup>、帝政ロシア政府の崩壊まで決着することがなかったものの、一元化の主張の背景にはいずれの場合でも火災保険事業から期待される多額の収益を独占し、国家財政またはゼムストヴォ財政の源泉とする思惑が存在していた。

ところで、ロシア農民のゼムストヴォ火災保険への積極的対応は、第一次世界大戦と1917年2月革命による帝政ロシア政府の崩壊後も、さらに1917年10月革命後の1918年前半まで継続した。第一次世界大戦の勃発後も、滞納が目立っていたゼムストヴォ税とは異なり、保険料の納入は以前通りに行われていた。まさにこの農民が納入した保険料と準備金によってゼムストヴォの医療・教育などの一般事業は支えられ、1917年と1918年上半年にも多くの県において継続された。

---

(128) 民間の火災保険会社の活動に関する規制とゼムストヴォによる評価額への一元化をめぐる議論については、崔在東「20世紀初頭のロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号、24-25頁。

(129) 戦前の1914年はじめの貴族合同会議(съезд объединенного дворянства)において財政的思惑から保険事業の一元化の議論は提起されることがあったものの(Земский страховой вестник. 1918. № 9-10. С. 3)、その後の1915年後半、内務省の下にプシャラドスキーを議長とする関係官庁会議が組織され、保険独占の問題の審議が一任された(Страховое дело. 1916. № 1. С. 3-4)。

(130) Страховое дело. 1916. № 1. С. 4-5; Страховое дело. 1916. № 7-8. С. 182-189.

(131) Страховое обозрение. 1915. № 10; Страховое дело. 1916. № 7-8. С. 181-182.

1917年のロシア社会主義革命以後、1918年3月23日に保険事業国有化法令がボルシェビキ政権によって公布され、保険事業は国家に一元化された。<sup>(132)</sup> 国家への一元化に反対する見解は、ボルシェビキ社会主義革命後においても多くの論者によって主張されたものの、<sup>(133)</sup> 最終的に1921年10月6日と1922年7月6日付の保険事業の国有化法令によって終止符が打たれることになった。<sup>(134)</sup> ボルシェビキ政権下の農村社会には国家保険の形態として全国的に火災保険が組織され、火事と国家火災保険および防災事業は、革命前の帝政ロシアのそれをはるかに上回る規模に展開されていた。<sup>(135)</sup>

(経済学部准教授)

---

(132) Земский страховой вестник. 1918. № 5–6. С. 112–116.

(133) Земский страховой вестник. 1918. № 9–10. С. 1–12; Земский страховой вестник. 1918. № 18–19. С. 1–24.

(134) Рыбников С. Монополия страхового дела. М., 1923. С. 4.

(135) ボルシェビキ政権下のソ連農村社会における火災保険と火事は非常に興味深い問題であるが、1920～30年代ソ連農村社会についての膨大な研究史の中でもこれまでほとんど注目されてこなかった。稿を改めて検討する。